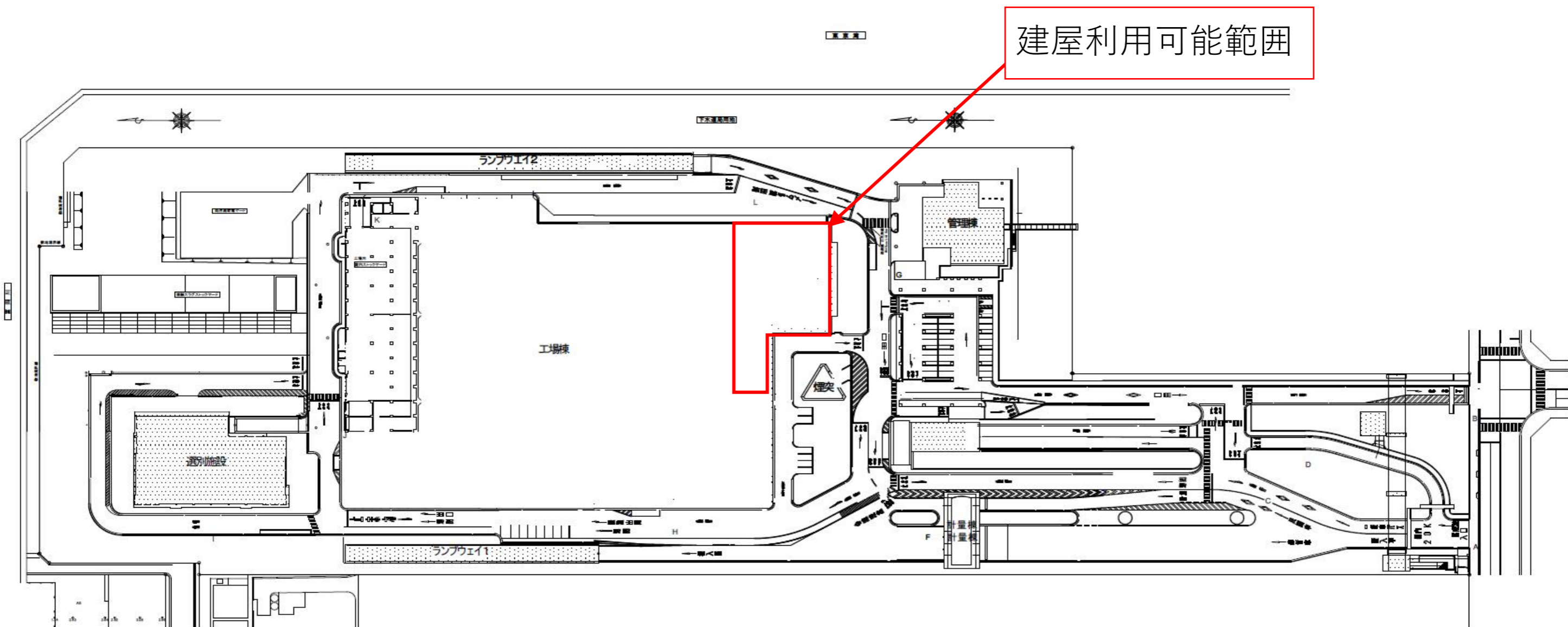


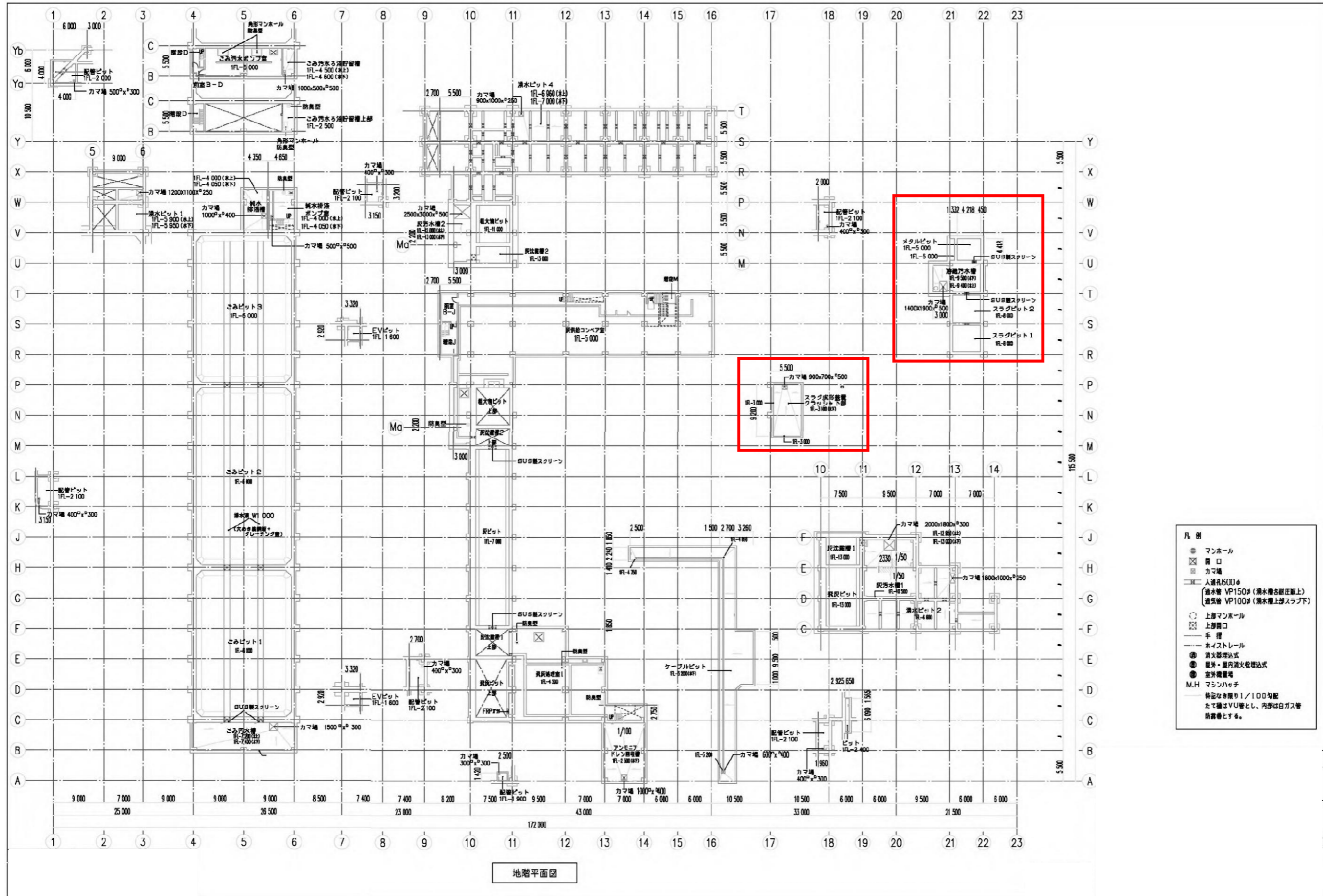
し尿等受入施設移転整備・運営事業
要求水準書（案）
【添付資料】

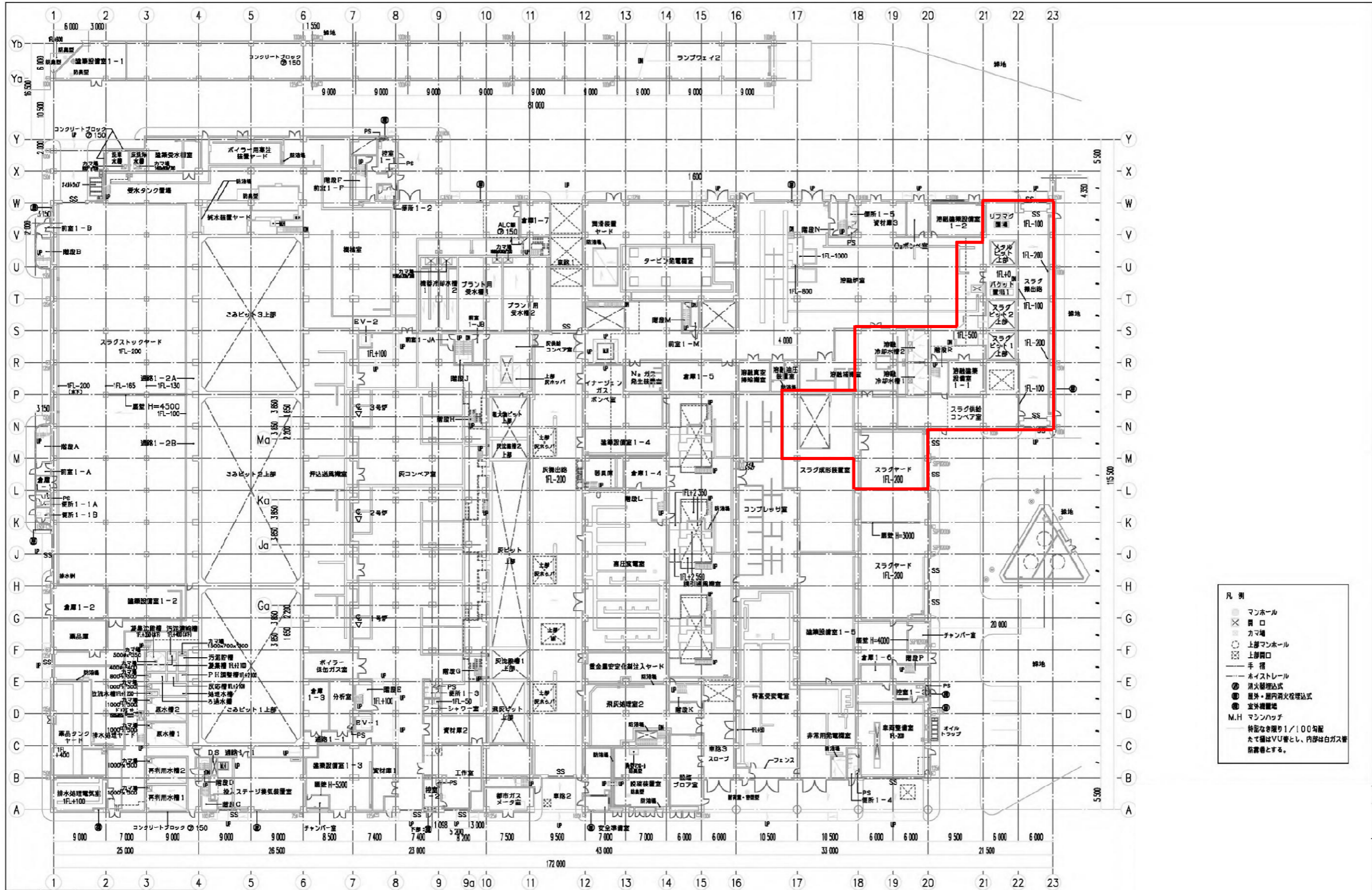
令和 8 年 6 月
横浜市資源循環局

【目 次】

添付資料－ 1	施設図面	1
添付資料－ 2	計画搬入量	5
添付資料－ 3	動線計画	6
添付資料－ 4	道路標示等	7
添付資料－ 5	責任分界点	8
添付資料－ 6	施設設計要領	16
添付資料－ 7	設備フロア	29
添付資料－ 8	配管想定ルート	30
添付資料－ 9	性能保証項目	32

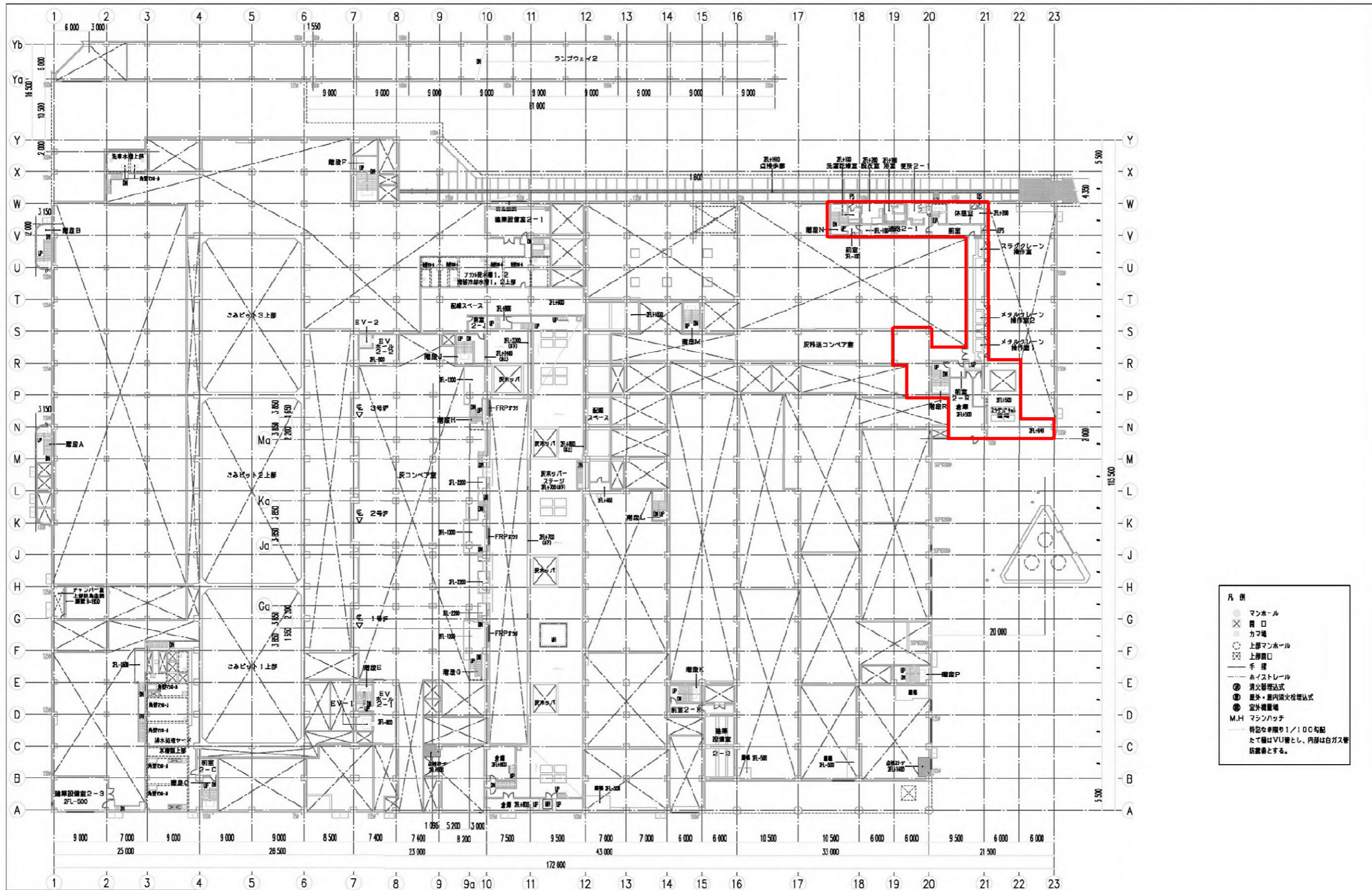






1階平面図

注：特記なき限り、床レベルは1FL±0とする。



- 凡例
- マンホール
 - ⊗ 開口
 - カマド
 - 上部マンホール
 - ⊗ 上部開口
 - 手摺
 - ホイストレール
 - ⊗ 消火器架設式
 - ⊗ 屋外・屋内消火器架設式
 - ⊗ 室外設置場
 - M.H マシンハッチ
 - 特記なき限り1/100勾配
 まではVU管とし、内部は白ガス管
 防露管とする。

2階平面図

注：特記なき限り、床レベルは1FL+4.00とする。

資料-2 令和12年以降の計画処理量

単位：kL/日

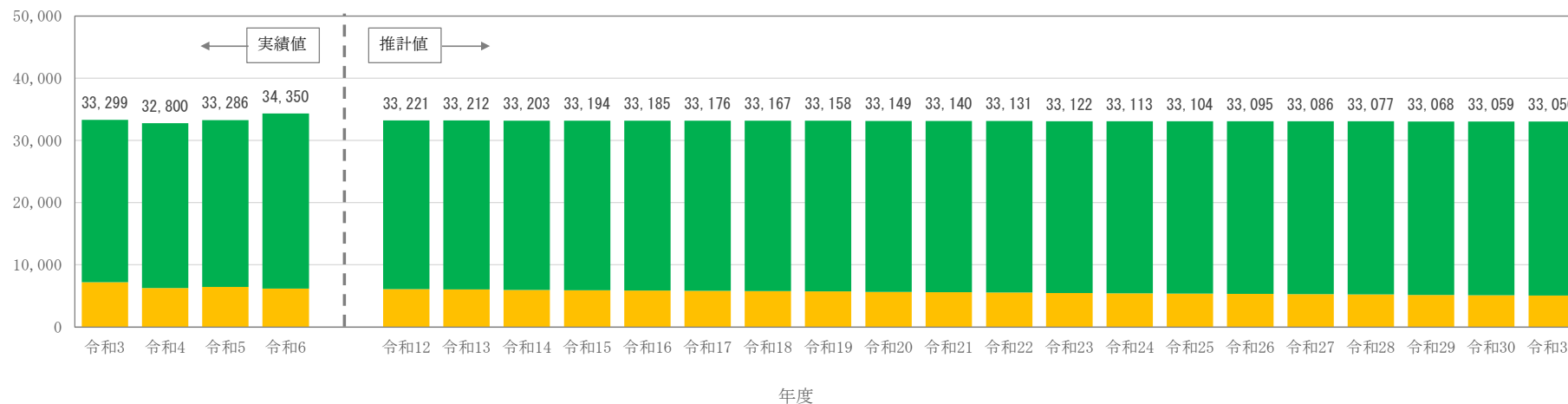
年度 項目	実績			
	令和3	令和4	令和5	令和6
し尿	7,250	6,269	6,478	6,185
浄化槽汚泥	26,049	26,531	26,808	28,165
計	33,299	32,800	33,286	34,350

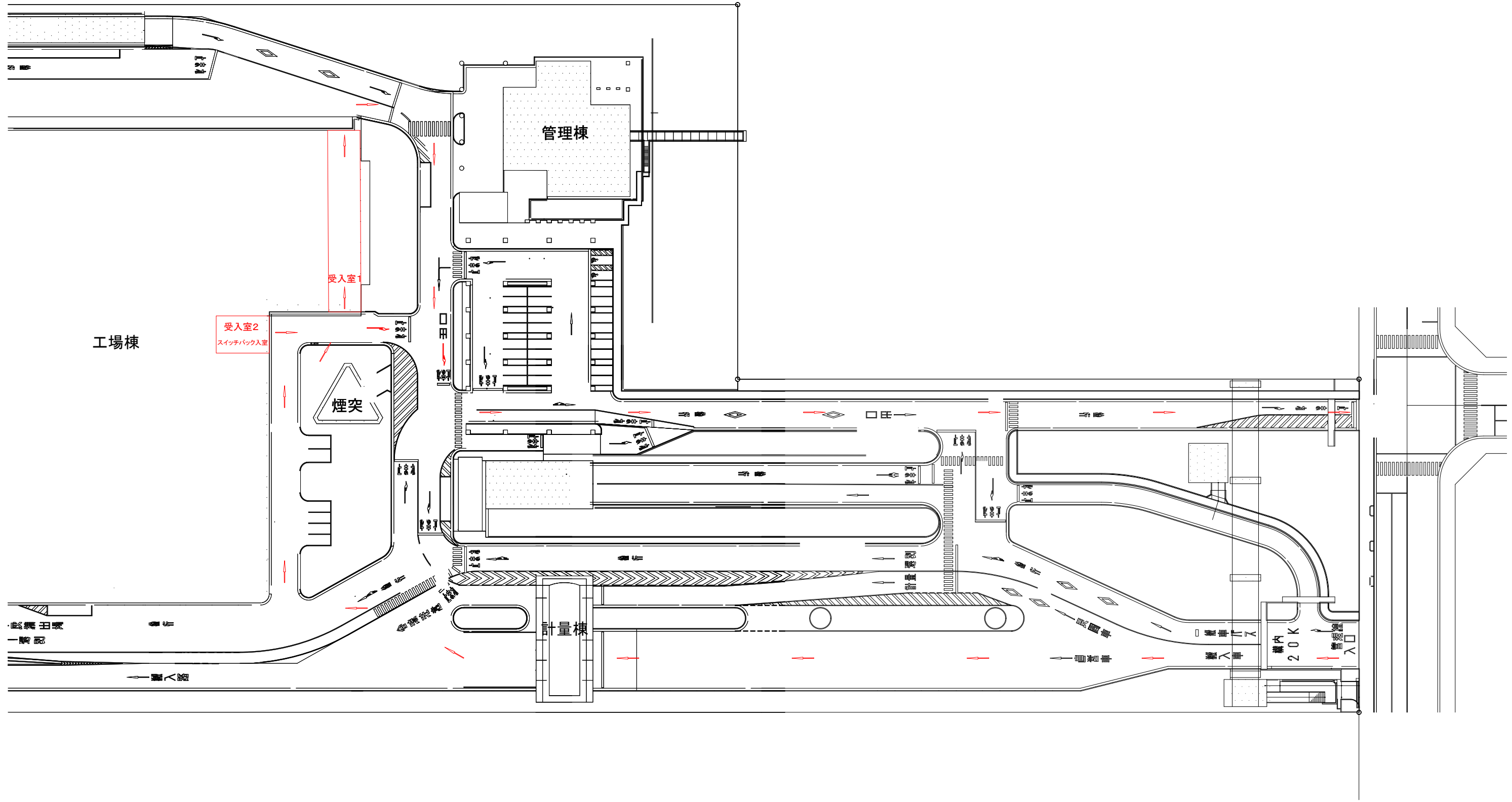
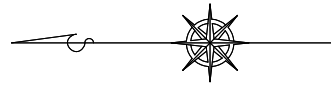
将来見込み																			
令和12	令和13	令和14	令和15	令和16	令和17	令和18	令和19	令和20	令和21	令和22	令和23	令和24	令和25	令和26	令和27	令和28	令和29	令和30	令和31
6,099	6,045	5,991	5,937	5,883	5,829	5,775	5,721	5,667	5,613	5,559	5,505	5,451	5,397	5,343	5,289	5,235	5,181	5,127	5,073
27,122	27,167	27,212	27,257	27,302	27,347	27,392	27,437	27,482	27,527	27,572	27,617	27,662	27,707	27,752	27,797	27,842	27,887	27,932	27,977
33,221	33,212	33,203	33,194	33,185	33,176	33,167	33,158	33,149	33,140	33,131	33,122	33,113	33,104	33,095	33,086	33,077	33,068	33,059	33,050

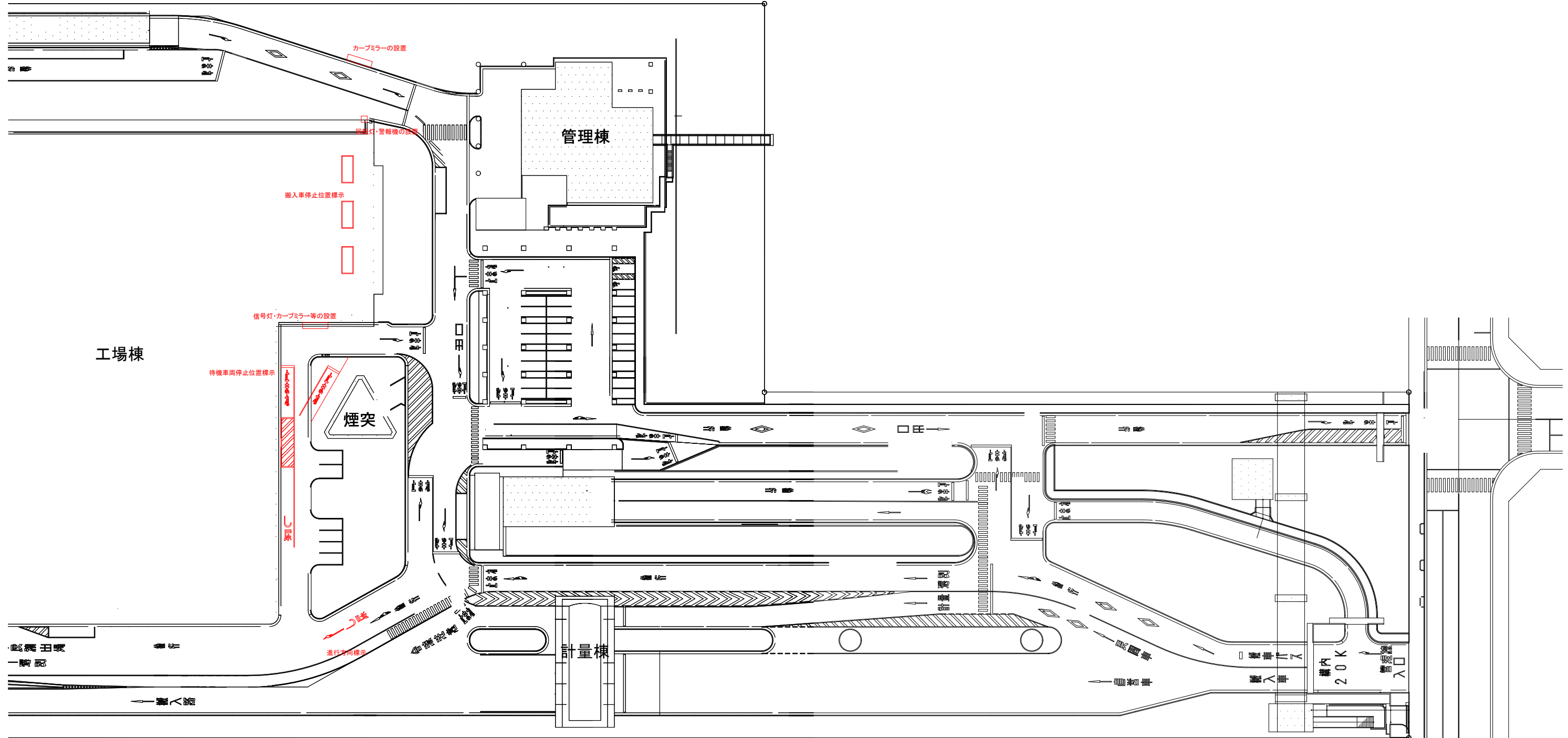
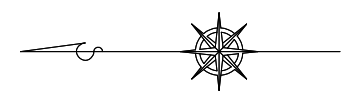
(kL/日)

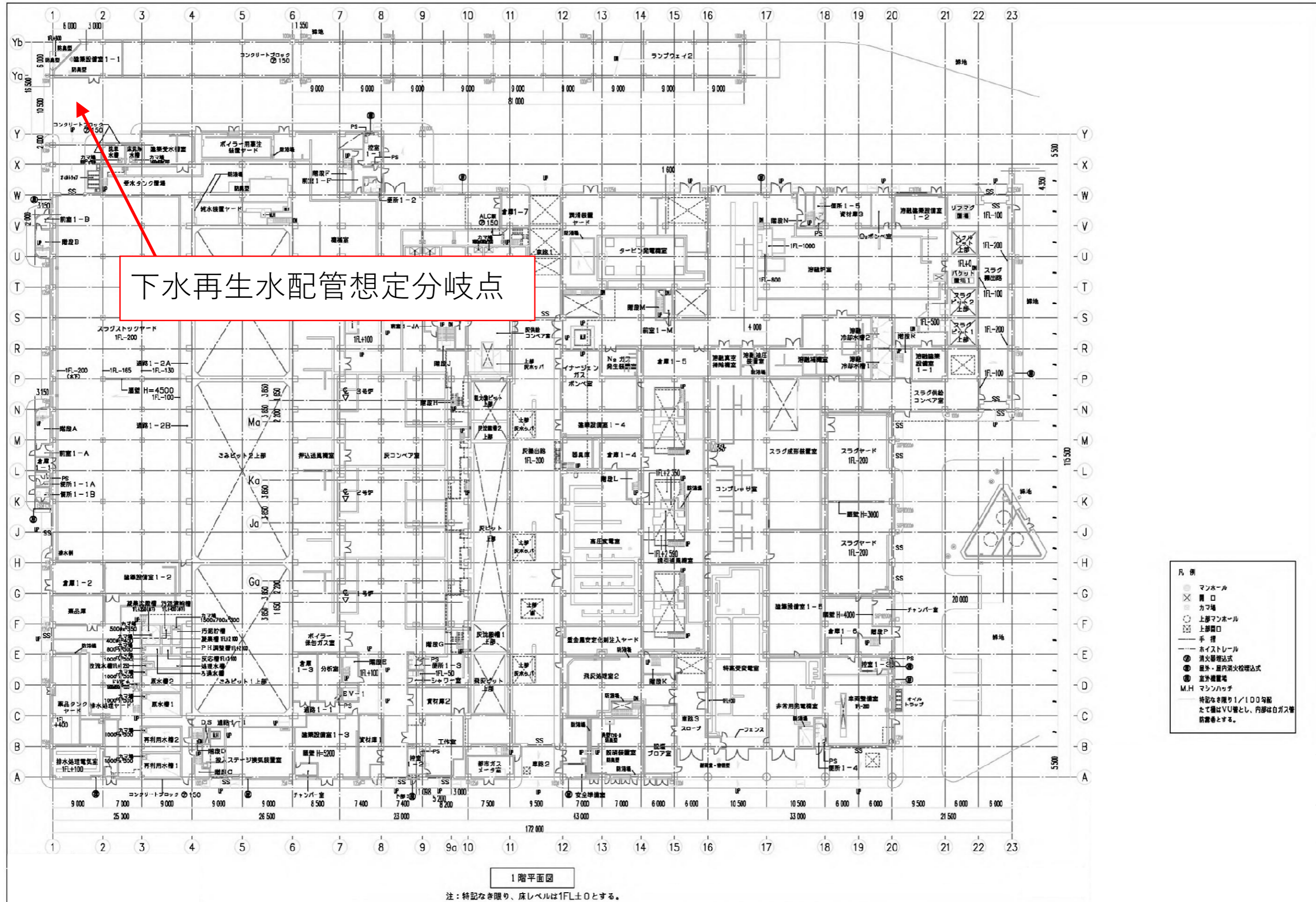
計画日平均搬入量 (kL/日) の見込み

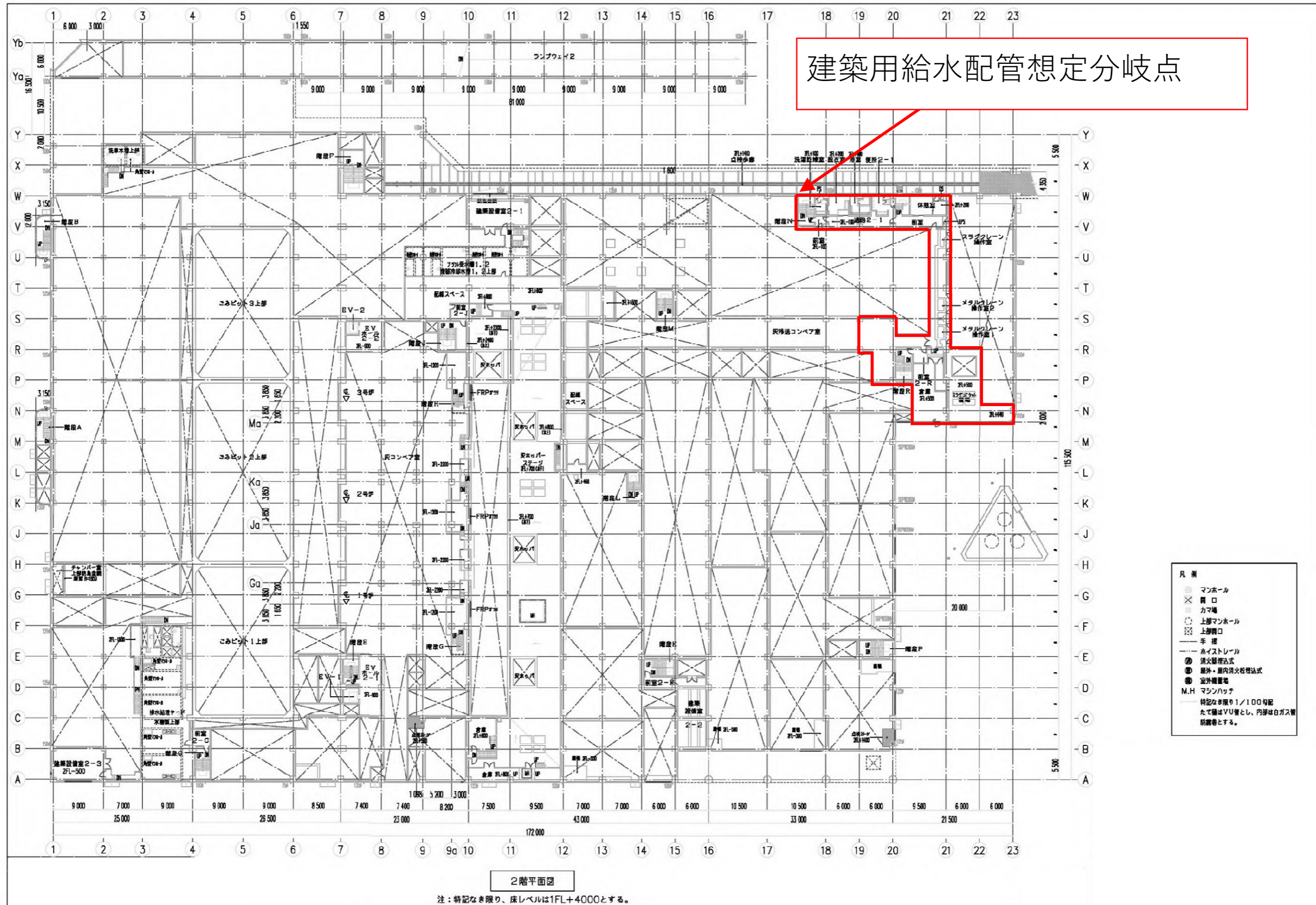
し尿 浄化槽汚泥











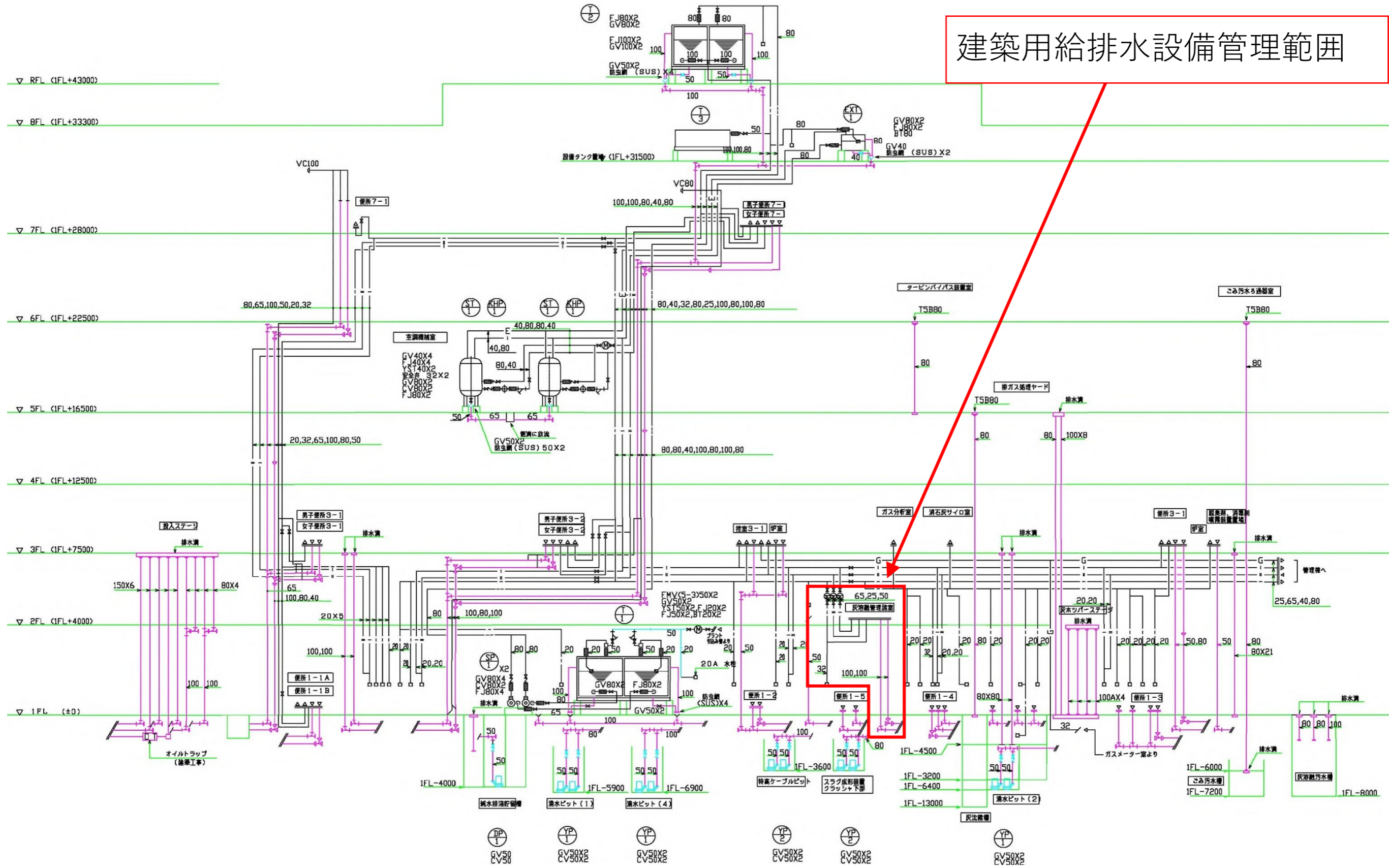
建築用給水配管想定分岐点

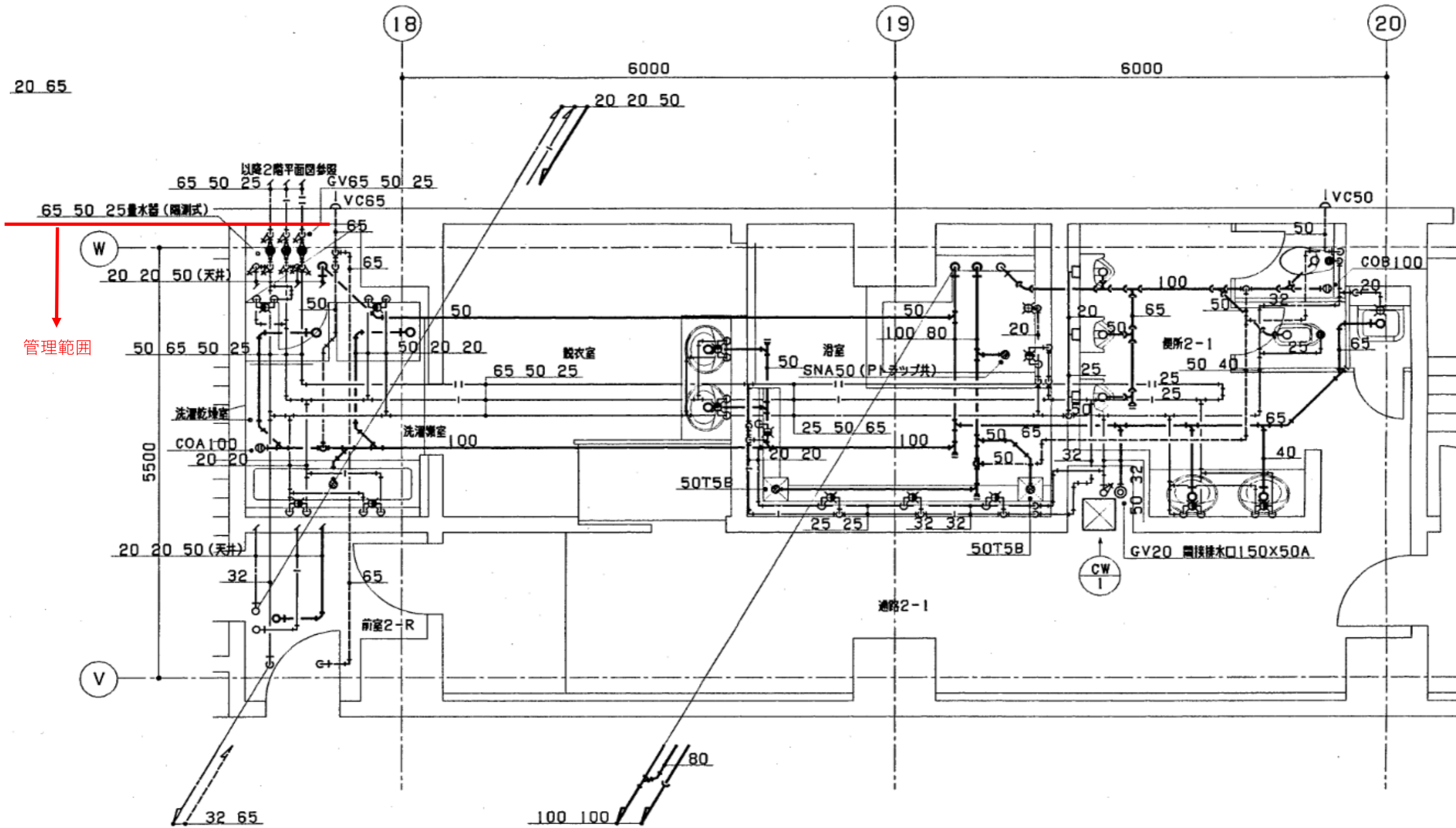
- 凡例
- マンホール
 - ⊗ 開口
 - カマ場
 - 上部マンホール
 - ⊗ 上部開口
 - 手摺
 - ホイストレール
 - ⊗ 消火栓埋込式
 - ⊗ 屋外・屋内消火栓埋込式
 - ⊗ 室外設置地
 - M.H マシンハッチ
- 特記なき限り1/100勾配
 たて筋はVU管とし、内筋は白ガス管
 防護者とする。



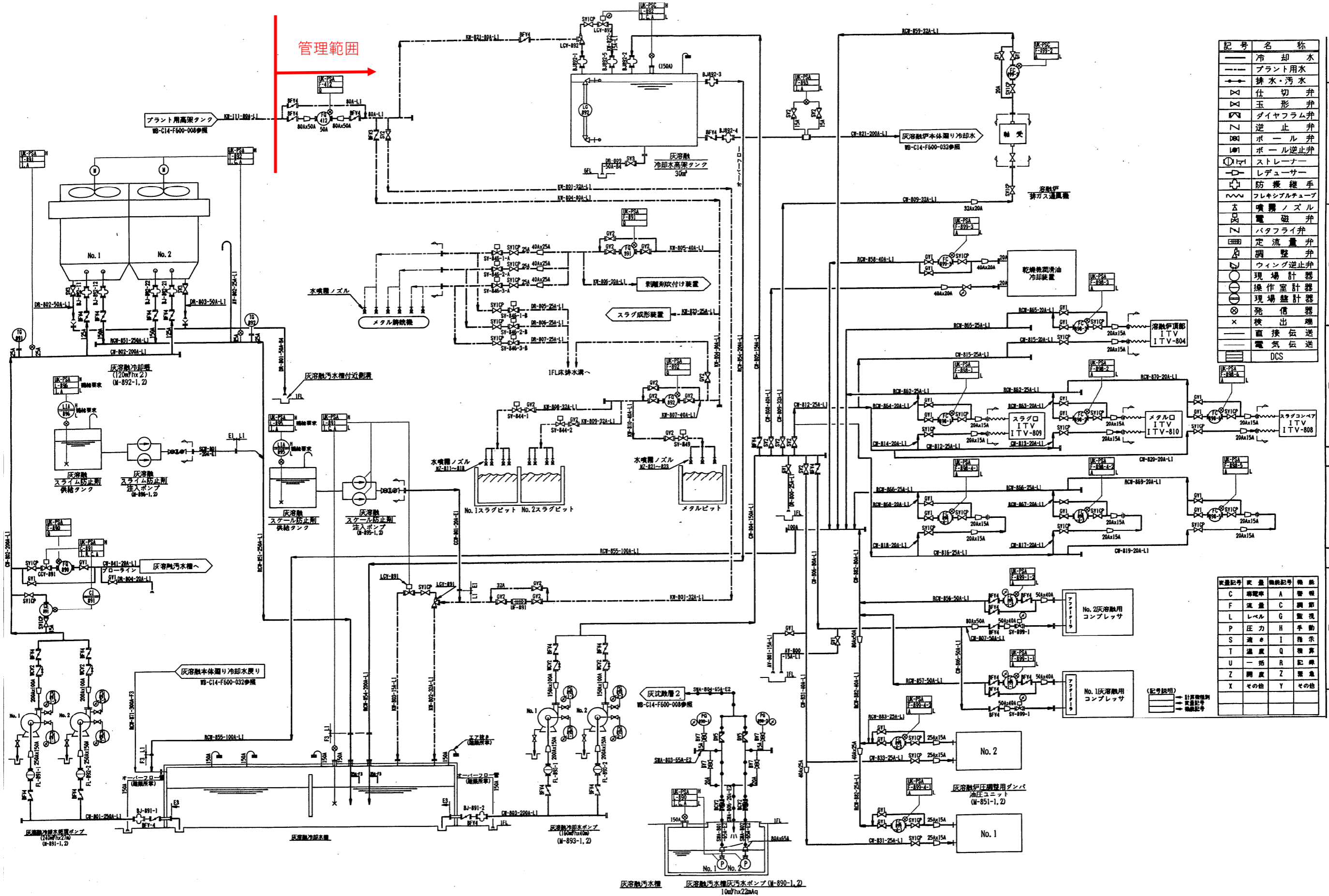
注：特記なき限り、床レベルは1FL+16500とする。

建築用給排水設備管理範囲



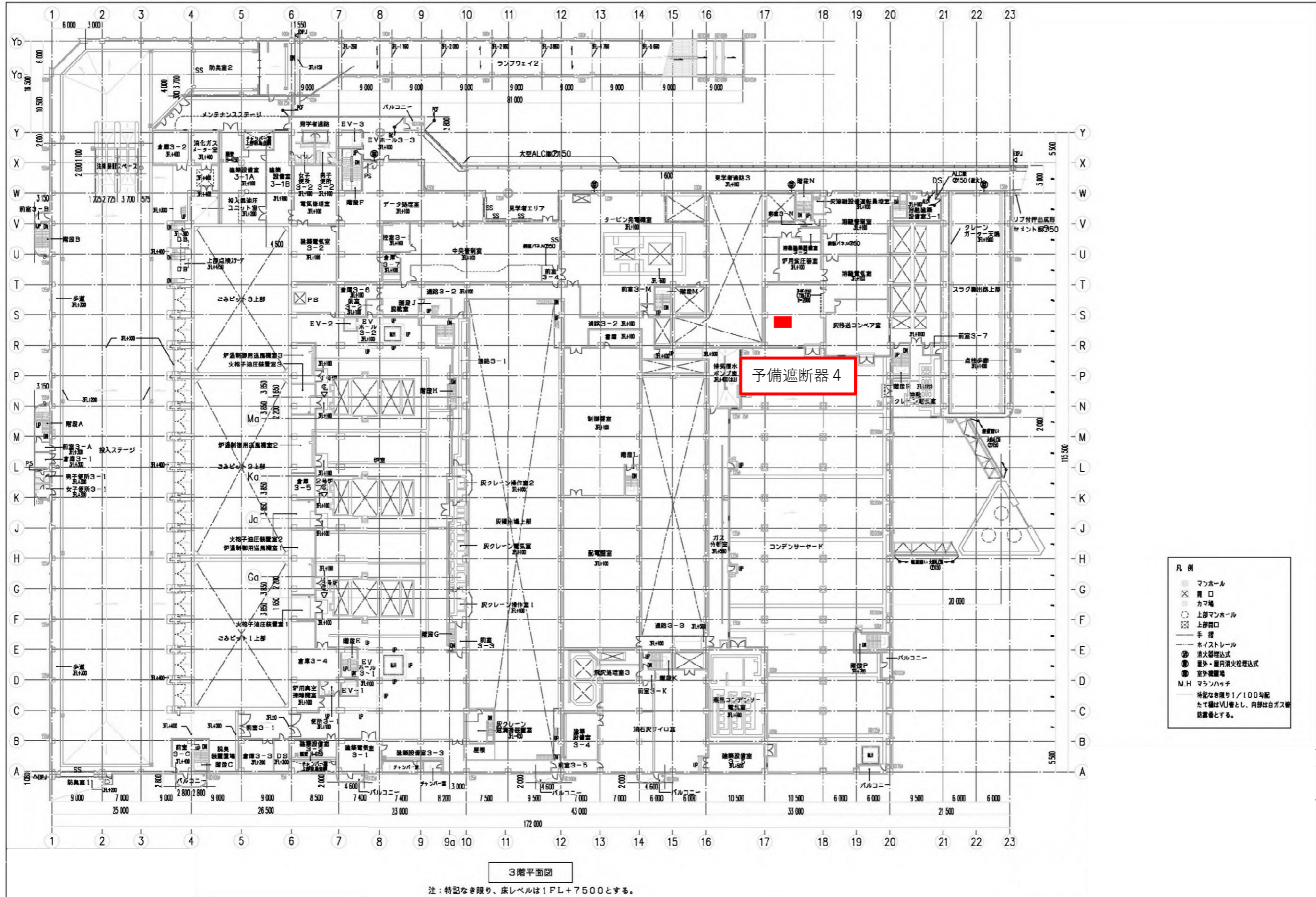


2階便所浴室、乾燥機室詳細図S=1:50
(灰浴融管理諸室)



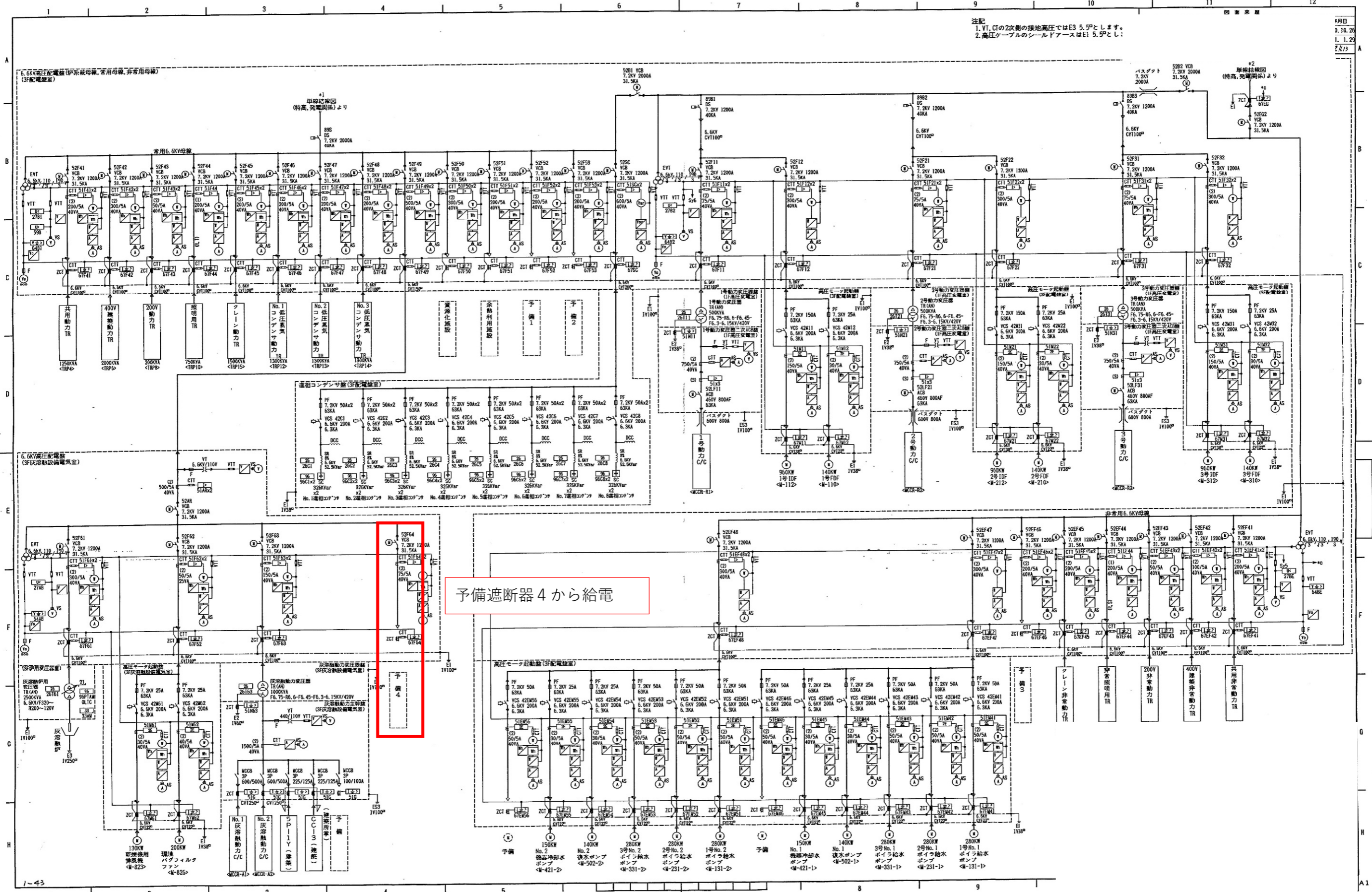
記号	名称
—	冷却水
—	プラント用水
→	排水・汚水
▽	仕切弁
◇	玉形弁
▽	ダイヤフラム弁
▽	逆止弁
○	ボール弁
○	ボール逆止弁
○	ストレーナー
○	レデューサー
○	防振継手
○	フレキシブルチューブ
○	噴霧ノズル
○	電磁弁
○	バタフライ弁
○	定流量弁
○	調整弁
○	ウィング逆止弁
○	現場計器
○	操作室計器
○	現場熱計器
○	発信器
○	検出端
—	直接伝送
—	電気伝送
—	DCS

記号	実量記号	単位	機能記号	機能
C	導電率	A	警報	
F	流量	C	調節	
L	レベル	G	監視	
P	圧力	H	手動	
S	速度	I	指示	
T	温度	Q	積算	
U	一括	Z	配線	
Z	調整	R	積算	
X	その他	Y	その他	



- 凡例
- マンホール
 - × 開口
 - カマ場
 - 上部マンホール
 - ⊗ 上部開口
 - 手摺
 - ホイストレール
 - ⊙ 消火器設置
 - ⊙ 屋外・屋内消火栓設置
 - ⊙ 室外機設置
 - M.H マラフハッチ
 - 特記なき限り1/100勾配
たて幅はVJ管とし、内部は台ガス管
防露とする。

注記
 1. VT, CTの二次側の接地電圧はE3 5.5 ϕ とします。
 2. 高圧ケーブルのシールドアースはE1 5.5 ϕ とし：



項目
 3.10.26
 1. 1.25
 7/17

2.3.5 材料及び機器の要求水準(1/1)

(1)材料及び機器等	<p>ア 本事業で使用する材料及び機器は、過去の実績及び公的機関の試験成績等を十分検討のうえ選定し、あらかじめ試験成績証明書、製品証明書等を提出し、本市担当職員の確認を受けること。</p> <p>イ 本事業に使用する資材・機器等は、本市で産出、生産又は製造等される資材・機器等（地元で産出、製造されない場合は、地元業者が販売する資材・機器類を含む）で、規格品質及び価格等が適正である場合は積極的に調達を行うこと。</p> <p>ウ 採用する機器類は、最新機種を選定すること。</p> <p>エ 機器の選定においては、稼働後の補修等を考慮し、可能な限り製造メーカーを統一すること。</p> <p>オ 本事業で使用する資材、建設機械、工法及び目的物のグリーン購入の推進に関しては、「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」、「同基本方針」の（別記）「特定調達物品等」及び「横浜市グリーン購入の推進を図るための調達方針」によること。</p>
(2)使用材料規格	<p>使用材料及び機器は、全てそれぞれの用途に適合する欠点のない製品でかつ全て新品とし、日本産業規格（JIS）、電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電機工業会標準規格（JEM）、日本電線工業会標準規格（JCS）、日本水道協会規格（JWWA）、空気調和・衛生工学会規格（HASS、SHASE-S）、日本塗料工業会規格（JPMS）、日本照明器具工業会規格（JIL）等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用しなければならない。また、使用材料及び機器は、極力汎用品や市場調達の可能なものを採用すること。</p> <p>また、海外調達材料及び機器等は原則不可とするが、次の条件を満たし、事前に本市担当職員の確認を受けた場合は、その限りでない。</p> <p>ア 本書で要求される機能（性能・耐久性を含む）を満足すること。</p> <p>イ 原則としてJIS等の国内の基準や規格に同等又はそれ以上とすること。</p> <p>ウ 検査立会を要する機器・材料については、本市担当職員の確認を受けた検査要領書に基づく検査を原則として国内において実施すること。</p> <p>エ 海外調達材料及び機器等を採用する場合は事前に、機器製作会社概要、品質管理体制及び品質管理項目、部品調達やメンテナンス対応等の維持管理に関する項目等を記載した海外製品品質管理計画書を提出すること。</p> <p>オ 竣工後の維持管理における材料・機器等の調達については、施設の運転に支障をきたすことの無いよう、将来とも速やかに調達できる体制を継続的に有すること。</p> <p>カ PFI事業者により施工された日本国内にある施設において、計画する装置の稼働実績があること。</p>
(3)使用材質	<p>ア 酸、アルカリ等腐食性のある条件下で使用する材料については、それぞれ耐酸、耐アルカリ性を考慮すること。</p> <p>イ 屋外に設置される器材、器具の材料・仕様は、耐食性・耐候性・耐塩害性に優れたものとする。</p> <p>ウ アスベスト及びアスベスト製品は使用しないこと。</p>

2.3.6 設備計画に関する要求水準(1/12)

<p>【定義】</p> <p>(1/12～12/12に適用)</p>	<p>[] 市が想定している最低限の要求水準（施設機能として不足する場合、PFI事業者の判断で変更可能。ただし、変更理由についての根拠資料の提出を求める）</p> <p>【 】 PFI事業者が設定。ただし、設定理由についての根拠資料の提出を求める</p>						
<p>(1)各共通設備</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="309 308 560 853"> <p>ア 歩廊・階段・点検床等</p> </td> <td data-bbox="560 308 2072 853"> <p>プラントの点検及び保全のため、機器等の周囲に歩廊、階段（折り返し階段）、点検床並びに点検台等を設置すること。原則、週一回以上の点検が必要となる箇所については歩廊、階段等を設置するものとし、タラップは不可とする。</p> <p>(ア) 積載荷重 [1,800] N/m² 以上（整備時に必要な積載荷重を満足すること）</p> <p>(イ) 特記事項</p> <p>a 通路は段差を極力なくし、つまづくことのないよう、仕上げる。特に作業床については突出部分をなくすこと。また、グレーチング階段や手すりなどは、塗装を施し、視認性向上等の安全対策を講じること。</p> <p>b 障害物が通路をふさぐ場合は、渡り階段又は踏台を設けること。</p> <p>c 階段の高さが4mを超える場合は、4m以内毎に踊り場を設けること。</p> <p>d 主要通路は、二方向避難の確保のため、行き止まりを設けないこと。</p> <p>e 主要通路の傾斜角は、水平に対し45度以下とし、蹴上、踏面は、建築基準法施行令第23条第1項表の（四）に準ずること。</p> <p>f 階段の踏面は、余裕を持った寸法とすること。また、端部に滑り止めを設けること。</p> <p>g 手すりの支柱間隔は、1,100mm以内とすること。</p> <p>h 歩廊にはトーププレート（H=100mm）を設けること。</p> <p>i 歩廊は、作業場所及び内容等を充分考慮し、不便のないよう、設置箇所を考慮すること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 853 560 885"> <p>イ 保温</p> </td> <td data-bbox="560 853 2072 885"> <p>凍結・結露防止のため必要な場合は保温を行うこと。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="309 885 560 1316"> <p>ウ プラント配管・ダクト設備</p> </td> <td data-bbox="560 885 2072 1316"> <p>配管設備等の使用材料のうち、JIS規格等の適用を受ける場合はこれらの規定に適合し、かつ、流体に適した材質のものを使用すること。また、施工及び仕様については以下の要件を満足させること。原則として、管種・施工についての詳細は横浜市建築局「機械設備工事施工マニュアル」（最新版）を参考のこと。</p> <p>(ア) 露出配管を基本とすること。</p> <p>(イ) 配管の敷設に当たっては可能な限り集合させ、作業性及び外観に配慮すること。</p> <p>(ウ) 配管の分解、取り外しが可能となるように、適所にフランジ等の継手を設けること。</p> <p>(エ) ポンプ、機器との接続に当たっては、保守、点検が容易な接続方法とし、防振継手を設置すること。</p> <p>(オ) 埋込管、水槽内配管、腐食性箇所又は点検、補修が困難な箇所の配管は原則ステンレス管とすること。</p> <p>(カ) 耐火壁貫通部は耐火性を考慮した材質とすること。</p> <p>(キ) 槽内及び腐食性箇所又は点検、補修が困難な箇所の材質は耐食性材質（SUS304同等以上）とすることとし、特に硫化水素による腐食が懸念される箇所はSUS316Lとすること。</p> <p>(ク) 汚泥移送配管を除き、各槽間の配管は運転の継続性及び保守性を考慮し、2条化すること。</p> </td> </tr> </table>	<p>ア 歩廊・階段・点検床等</p>	<p>プラントの点検及び保全のため、機器等の周囲に歩廊、階段（折り返し階段）、点検床並びに点検台等を設置すること。原則、週一回以上の点検が必要となる箇所については歩廊、階段等を設置するものとし、タラップは不可とする。</p> <p>(ア) 積載荷重 [1,800] N/m² 以上（整備時に必要な積載荷重を満足すること）</p> <p>(イ) 特記事項</p> <p>a 通路は段差を極力なくし、つまづくことのないよう、仕上げる。特に作業床については突出部分をなくすこと。また、グレーチング階段や手すりなどは、塗装を施し、視認性向上等の安全対策を講じること。</p> <p>b 障害物が通路をふさぐ場合は、渡り階段又は踏台を設けること。</p> <p>c 階段の高さが4mを超える場合は、4m以内毎に踊り場を設けること。</p> <p>d 主要通路は、二方向避難の確保のため、行き止まりを設けないこと。</p> <p>e 主要通路の傾斜角は、水平に対し45度以下とし、蹴上、踏面は、建築基準法施行令第23条第1項表の（四）に準ずること。</p> <p>f 階段の踏面は、余裕を持った寸法とすること。また、端部に滑り止めを設けること。</p> <p>g 手すりの支柱間隔は、1,100mm以内とすること。</p> <p>h 歩廊にはトーププレート（H=100mm）を設けること。</p> <p>i 歩廊は、作業場所及び内容等を充分考慮し、不便のないよう、設置箇所を考慮すること。</p>	<p>イ 保温</p>	<p>凍結・結露防止のため必要な場合は保温を行うこと。</p>	<p>ウ プラント配管・ダクト設備</p>	<p>配管設備等の使用材料のうち、JIS規格等の適用を受ける場合はこれらの規定に適合し、かつ、流体に適した材質のものを使用すること。また、施工及び仕様については以下の要件を満足させること。原則として、管種・施工についての詳細は横浜市建築局「機械設備工事施工マニュアル」（最新版）を参考のこと。</p> <p>(ア) 露出配管を基本とすること。</p> <p>(イ) 配管の敷設に当たっては可能な限り集合させ、作業性及び外観に配慮すること。</p> <p>(ウ) 配管の分解、取り外しが可能となるように、適所にフランジ等の継手を設けること。</p> <p>(エ) ポンプ、機器との接続に当たっては、保守、点検が容易な接続方法とし、防振継手を設置すること。</p> <p>(オ) 埋込管、水槽内配管、腐食性箇所又は点検、補修が困難な箇所の配管は原則ステンレス管とすること。</p> <p>(カ) 耐火壁貫通部は耐火性を考慮した材質とすること。</p> <p>(キ) 槽内及び腐食性箇所又は点検、補修が困難な箇所の材質は耐食性材質（SUS304同等以上）とすることとし、特に硫化水素による腐食が懸念される箇所はSUS316Lとすること。</p> <p>(ク) 汚泥移送配管を除き、各槽間の配管は運転の継続性及び保守性を考慮し、2条化すること。</p>
<p>ア 歩廊・階段・点検床等</p>	<p>プラントの点検及び保全のため、機器等の周囲に歩廊、階段（折り返し階段）、点検床並びに点検台等を設置すること。原則、週一回以上の点検が必要となる箇所については歩廊、階段等を設置するものとし、タラップは不可とする。</p> <p>(ア) 積載荷重 [1,800] N/m² 以上（整備時に必要な積載荷重を満足すること）</p> <p>(イ) 特記事項</p> <p>a 通路は段差を極力なくし、つまづくことのないよう、仕上げる。特に作業床については突出部分をなくすこと。また、グレーチング階段や手すりなどは、塗装を施し、視認性向上等の安全対策を講じること。</p> <p>b 障害物が通路をふさぐ場合は、渡り階段又は踏台を設けること。</p> <p>c 階段の高さが4mを超える場合は、4m以内毎に踊り場を設けること。</p> <p>d 主要通路は、二方向避難の確保のため、行き止まりを設けないこと。</p> <p>e 主要通路の傾斜角は、水平に対し45度以下とし、蹴上、踏面は、建築基準法施行令第23条第1項表の（四）に準ずること。</p> <p>f 階段の踏面は、余裕を持った寸法とすること。また、端部に滑り止めを設けること。</p> <p>g 手すりの支柱間隔は、1,100mm以内とすること。</p> <p>h 歩廊にはトーププレート（H=100mm）を設けること。</p> <p>i 歩廊は、作業場所及び内容等を充分考慮し、不便のないよう、設置箇所を考慮すること。</p>						
<p>イ 保温</p>	<p>凍結・結露防止のため必要な場合は保温を行うこと。</p>						
<p>ウ プラント配管・ダクト設備</p>	<p>配管設備等の使用材料のうち、JIS規格等の適用を受ける場合はこれらの規定に適合し、かつ、流体に適した材質のものを使用すること。また、施工及び仕様については以下の要件を満足させること。原則として、管種・施工についての詳細は横浜市建築局「機械設備工事施工マニュアル」（最新版）を参考のこと。</p> <p>(ア) 露出配管を基本とすること。</p> <p>(イ) 配管の敷設に当たっては可能な限り集合させ、作業性及び外観に配慮すること。</p> <p>(ウ) 配管の分解、取り外しが可能となるように、適所にフランジ等の継手を設けること。</p> <p>(エ) ポンプ、機器との接続に当たっては、保守、点検が容易な接続方法とし、防振継手を設置すること。</p> <p>(オ) 埋込管、水槽内配管、腐食性箇所又は点検、補修が困難な箇所の配管は原則ステンレス管とすること。</p> <p>(カ) 耐火壁貫通部は耐火性を考慮した材質とすること。</p> <p>(キ) 槽内及び腐食性箇所又は点検、補修が困難な箇所の材質は耐食性材質（SUS304同等以上）とすることとし、特に硫化水素による腐食が懸念される箇所はSUS316Lとすること。</p> <p>(ク) 汚泥移送配管を除き、各槽間の配管は運転の継続性及び保守性を考慮し、2条化すること。</p>						

2.3.6 設備計画に関する要求水準(2/12)

(1)各共通設備つづき	ウ プラント配管・ダクト設備(つづき)	<p>(ク) 主要配管及び弁類は、以下の仕様を標準とすること。</p> <table border="1" data-bbox="842 209 1760 453"> <tr> <td>a 配管</td> <td>系統</td> <td>管種</td> </tr> <tr> <td></td> <td>し尿・汚泥</td> <td>ステンレス管（圧力系統）、耐衝撃性硬質塩ビ管</td> </tr> <tr> <td></td> <td>空気</td> <td>硬質塩ビ管、白ガス管</td> </tr> <tr> <td></td> <td>給水</td> <td>耐衝撃性硬質塩ビ管、ステンレス管、塩ビライニング鋼管</td> </tr> <tr> <td></td> <td>排水</td> <td>硬質塩ビ管</td> </tr> <tr> <td></td> <td>臭気</td> <td>硬質塩ビ管、硬質塩ビダクト</td> </tr> </table> <p>b 弁類 原則としてJIS10K、又は日本水道協会規格（JWWA）に準じた弁を使用すること。し尿等の詰まり、腐食性等を十分に考慮した形式、材質とすること。</p> <p>なお、臭気系統については、プレートダンパー式バタフライ弁等を使用し、防火壁を貫通する場合は、防火ダンパーを設けること。</p> <p>弁の取付位置は、補修、作業性を考慮した高さとする。</p>	a 配管	系統	管種		し尿・汚泥	ステンレス管（圧力系統）、耐衝撃性硬質塩ビ管		空気	硬質塩ビ管、白ガス管		給水	耐衝撃性硬質塩ビ管、ステンレス管、塩ビライニング鋼管		排水	硬質塩ビ管		臭気	硬質塩ビ管、硬質塩ビダクト
a 配管	系統	管種																		
	し尿・汚泥	ステンレス管（圧力系統）、耐衝撃性硬質塩ビ管																		
	空気	硬質塩ビ管、白ガス管																		
	給水	耐衝撃性硬質塩ビ管、ステンレス管、塩ビライニング鋼管																		
	排水	硬質塩ビ管																		
	臭気	硬質塩ビ管、硬質塩ビダクト																		
	エ 塗装	<p>(ア) 塗装については、耐熱、耐薬品、防食及び配色等を考慮すること。なお、屋外配管については耐塩害塗装を実施すること。</p> <p>(イ) 塗料は原則として、第2種ケレン後、錆止塗料2回中塗り1回上塗り1回とすること。</p> <p>(ウ) 保温等を施工する機器、ダクト類、配管類（防食・防錆メッキ処理をしたもの又は錆の発生するおそれのないものは除く）は、錆止塗料2回塗りすること。</p> <p>(エ) 機器及び配管等の仕上げ塗装色は、本市担当職員の確認を受けること。また、塗装材料で、JIS規格に制定あるものは、その規格品又は同等品以上と認められる国際規格品を使用し、特に規格のない場合には、その製造者名、製品名等についてあらかじめ本市担当職員の確認を受けること。</p> <p>(オ) 購入機器については、原則としてメーカー標準の塗装とすること。</p> <p>(カ) 配管の塗装については、各流体別に、流体名、系統名及び流れ方向等の要所表示を行うこと。</p> <p>(キ) 機器には機器名称及び設置年月を明記すること。</p>																		
	オ 防食	<p>(ア) コンクリート構造物の水槽内部は、液質に適應する防食被覆を施すこと。なお、設計耐用年数を20年以上とし、10年間性能を保証すること。</p> <p>(イ) 防食の仕様は「下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル」及び「下水道コンクリート防食工事施工・品質管理の手引き（案）」（(一財)下水道事業支援センター発行）に準拠すること。</p> <p>(ウ) JIS A 7502-2及びJIS A 7502-3に基づき、工法に応じた適切な確認試験を実施すること。</p> <p>(エ) 防食の補修の際も、施設の運営が継続できるようにすること。</p>																		

2.3.6 設備計画に関する要求水準(3/12)

(1)各共通 設備 つづき	カ 機器構成	<p>(ア) 各機器に故障が生じた場合も、極力施設全体には影響を及ぼさないよう、構成すること。</p> <p>(イ) メンテナンス作業の安全性を重視した発停条件及びインターロック機構とすること。基本的に「現場優先」とすること。</p> <p>(ウ) 振動の発生する機器は、独立基礎又は防振装置を設けるなど、防振対策に十分配慮し、構造体への振動の伝達を防止すること。</p> <p>(エ) 臭気が発生する箇所には、負圧管理等により、電気・空調設備等の各諸室の換気に配慮する等適切な臭気対策を講じること。</p> <p>(オ) 電気設備等の盤を配置する場所については、温度上昇防止に配慮する等適切な対策を講じること。</p>
	キ コンベヤ	<p>(ア) ベルトコンベヤを採用する場合は、機側に緊急停止装置を設ける等安全対策を講じること。型式は、引縄式又は押卸式とし、用途に合ったものとする。また、前段の機器とのインターロックを設けること。ベルトコンベヤ以外のコンベヤにも必要な安全対策を講じること。</p> <p>(イ) 各コンベヤは、搬送する物質性状に適した型式のものを採用すること。また、テールエンド部や乗継部は搬送物が残存しない構造とすること。やむをえず搬送物が残存する場合は、容易に清掃できる器具を設けること。</p> <p>(ウ) コンベヤ容量は、最大輸送量に対して、搬送物の性状等を考慮し十分余裕を見込むこと。</p>
	ク ポンプ	<p>(ア) 電動機の容量は、ポンプ吐出弁全開の場合でも過電流とならない容量のものを選定すること。</p> <p>(イ) 水中ポンプのケーブルは、中継端子まで直接接続できる長さのものを使用し、途中での接続は厳禁とする。なお、中継端子盤は水没しない箇所に設けること。</p> <p>(ウ) ポンプには、原則として仕切弁及び逆止弁を取付け、防振対策を講じること。また、吸込側が負圧となるポンプに使用する吐出側の逆止弁は、バイパスを設けること。</p> <p>(エ) 各種ポンプの設置位置は原則として各水槽（他液体含む）の運転水位の下限レベル以下とすること。</p> <p>(オ) 断続運転するポンプで揚程が30m以上のもの又はウォーターハンマーを生ずる可能性がある場合には、衝撃吸収式の逆止弁を設けること。</p> <p>(カ) 汚水、汚物等でポンプが閉塞するおそれのあるものは、逆洗用の配管を設ける等適切な処置を講じておくこと。</p> <p>(キ) 原則として、脱着装置付水中ポンプのガイドパイプ及びチェーン等は、強度や防錆を考慮したステンレス鋼製とすること。また、定置型とする水中ポンプには、ステンレス鋼製の簡易着脱装置を設けること。</p> <p>(ク) 原則として、ポンプは、本施設内においてオーバーホール整備を行えるものを選定すること。</p>

2.3.6 設備計画に関する要求水準(4/12)

<p>(1)各共通 設備 つづき</p>	<p>ケ 電動機</p>	<p>(ア) 原則として、電動機は、IE3 以上（プレミアム効率）を選定すること。</p> <p>(イ) インバータによる回転数制御を採用する場合は、低トルク時の電動機特性に基づき選定するとともに、高調波対策及びラジオノイズ対策を行うこと。インバータから遠距離に電動機を設ける場合は、インバータから発生されるサージ電圧の抑制対策を行うこと。</p> <p>(ウ) 電動機の保護構造は、全閉外扇形とし、外扇形、防滴形の使い分けは、機器の設置場所、使用条件等により、適切なものを選定すること。</p> <p>(エ) 電動機には必ず端子箱を取付けること。</p> <p>(オ) 電動機の種別は次のとおりにすること。電動機の絶縁種別は、原則として0.2kW 以上の場合、下表による。37kW を超えるものは、原則としてF種以上とすること。</p> <table border="1" data-bbox="784 491 1579 651"> <thead> <tr> <th>電圧</th> <th>形式</th> <th>絶縁種類</th> <th>起動方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">低圧</td> <td rowspan="2">全閉外扇形三相誘導電動機 (保護方式 JISC4034、IP44・ 冷却方式 IC411 以上)</td> <td>E種以上</td> <td rowspan="2">各機器により最 適な起動方法を 選定する。</td> </tr> <tr> <td>37kW 以上F種</td> </tr> </tbody> </table>	電圧	形式	絶縁種類	起動方法	低圧	全閉外扇形三相誘導電動機 (保護方式 JISC4034、IP44・ 冷却方式 IC411 以上)	E種以上	各機器により最 適な起動方法を 選定する。	37kW 以上F種															
電圧	形式	絶縁種類	起動方法																							
低圧	全閉外扇形三相誘導電動機 (保護方式 JISC4034、IP44・ 冷却方式 IC411 以上)	E種以上	各機器により最 適な起動方法を 選定する。																							
		37kW 以上F種																								
	<p>コ 現場制御盤</p>	<p>(ア) 形式 〔 鋼板製屋内閉鎖垂直自立形 (JEM1265) 〕</p> <p>(イ) 数量 一式</p> <p>(ウ) 主要項目 【 】V</p> <p>(エ) 主要機器</p> <table data-bbox="761 821 1500 1117"> <tr> <td>a</td> <td>配線用遮断器 (MCCB)</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>電磁接触器</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>サーマルリレー</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>d</td> <td>ON・OFF押釦スイッチ</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>e</td> <td>保護継電器類</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>f</td> <td>表示灯類</td> <td>一式</td> </tr> <tr> <td>g</td> <td>電流計 (赤指針付)</td> <td>一式 (電動機負荷の場合必要)</td> </tr> <tr> <td>h</td> <td>その他必要なもの</td> <td>一式</td> </tr> </table>	a	配線用遮断器 (MCCB)	一式	b	電磁接触器	一式	c	サーマルリレー	一式	d	ON・OFF押釦スイッチ	一式	e	保護継電器類	一式	f	表示灯類	一式	g	電流計 (赤指針付)	一式 (電動機負荷の場合必要)	h	その他必要なもの	一式
a	配線用遮断器 (MCCB)	一式																								
b	電磁接触器	一式																								
c	サーマルリレー	一式																								
d	ON・OFF押釦スイッチ	一式																								
e	保護継電器類	一式																								
f	表示灯類	一式																								
g	電流計 (赤指針付)	一式 (電動機負荷の場合必要)																								
h	その他必要なもの	一式																								

2.3.6 設備計画に関する要求水準(5/12)

(1)各共通 設備 つづき	サ 現場操作盤	<p>本盤は、各機器の運転操作を行うものであり、各機器の操作を考慮した位置に設置すること。詳細は次のとおりとすること。</p> <p>(ア) 形式 [鋼板製屋内閉鎖垂直自立形 (JEM1265) ・壁掛型 ・スタンド型]</p> <p>(イ) 数量 一式</p> <p>(ウ) 主要項目 【 】 V</p> <p>(エ) 主要機器</p> <table border="0"> <tr><td>a</td><td>ON・OFF押釦スイッチ</td><td>一式</td></tr> <tr><td>b</td><td>切替スイッチ</td><td>一式</td></tr> <tr><td>c</td><td>保安スイッチ</td><td>一式</td></tr> <tr><td>d</td><td>表示灯類</td><td>一式</td></tr> <tr><td>e</td><td>電流計 (赤指針付)</td><td>一式</td></tr> <tr><td>f</td><td>その他必要なもの</td><td>一式</td></tr> </table> <p>(オ) 特記事項</p> <table border="0"> <tr><td>a</td><td>盤の扉は、全て施錠可能な構造とすること。</td></tr> <tr><td>b</td><td>盤面には、表示灯等を取付けること。</td></tr> <tr><td>c</td><td>屋外型は、防雨構造とし直射日光による内部温度及び湿度による不都合を生じない構造とすること。</td></tr> <tr><td>d</td><td>周囲環境の悪い場所に設置する場合は、防塵・防湿等を考慮した構造とすること。</td></tr> <tr><td>e</td><td>屋外、地下階等に設置する場合は、盤内部にスペースヒータ及びスイッチを取付けること。なお、結露等のおそれがない場合はスペースヒータの設置は不要とする。</td></tr> <tr><td>f</td><td>現場－中央の切替えは、現場操作盤を優先とし、インターロックを取るなどして誤操作を防止すること。</td></tr> <tr><td>g</td><td>現場操作盤は、機器に近接して設置すること。</td></tr> </table>	a	ON・OFF押釦スイッチ	一式	b	切替スイッチ	一式	c	保安スイッチ	一式	d	表示灯類	一式	e	電流計 (赤指針付)	一式	f	その他必要なもの	一式	a	盤の扉は、全て施錠可能な構造とすること。	b	盤面には、表示灯等を取付けること。	c	屋外型は、防雨構造とし直射日光による内部温度及び湿度による不都合を生じない構造とすること。	d	周囲環境の悪い場所に設置する場合は、防塵・防湿等を考慮した構造とすること。	e	屋外、地下階等に設置する場合は、盤内部にスペースヒータ及びスイッチを取付けること。なお、結露等のおそれがない場合はスペースヒータの設置は不要とする。	f	現場－中央の切替えは、現場操作盤を優先とし、インターロックを取るなどして誤操作を防止すること。	g	現場操作盤は、機器に近接して設置すること。
a	ON・OFF押釦スイッチ	一式																																
b	切替スイッチ	一式																																
c	保安スイッチ	一式																																
d	表示灯類	一式																																
e	電流計 (赤指針付)	一式																																
f	その他必要なもの	一式																																
a	盤の扉は、全て施錠可能な構造とすること。																																	
b	盤面には、表示灯等を取付けること。																																	
c	屋外型は、防雨構造とし直射日光による内部温度及び湿度による不都合を生じない構造とすること。																																	
d	周囲環境の悪い場所に設置する場合は、防塵・防湿等を考慮した構造とすること。																																	
e	屋外、地下階等に設置する場合は、盤内部にスペースヒータ及びスイッチを取付けること。なお、結露等のおそれがない場合はスペースヒータの設置は不要とする。																																	
f	現場－中央の切替えは、現場操作盤を優先とし、インターロックを取るなどして誤操作を防止すること。																																	
g	現場操作盤は、機器に近接して設置すること。																																	
	シ 支持金物	支持金物及びボルト・ナットは、水中部、水槽内部及び湿気・腐食性雰囲気のある屋外等、その用途に適した耐食、耐薬品、耐摩耗等の性能を有した仕様を選定するものとし、原則ステンレス鋼製とすること。																																

2.3.6 設備計画に関する要求水準(6/12)

(1)機械設備	ア 受入・貯留設備	(7) 計量器	搬入量を計量するための計量器は、金沢工場のトラックスケールを利用すること。動線は【添付資料－3：動線計画】を参照すること。
		(イ) 受入室 (土木・建築工事に含む)	搬入車両がし尿等を搬入する場所は屋内とし、受入室を設けること。受入室は異なるサイズの車両が滞留することのないように2室設け、スラグ搬出路及びスラグヤード2を流用すること。 a 主要項目 構造路面 鉄筋コンクリート造（既設） b 特記事項 (a) 受入室は投入作業が容易でかつ安全に行える広さを確保するとともに、5台の車両の同時搬入を可能とすること。搬入終了後に滞留することなく退場できるような動線を確保すること。 (b) 受入室床面は既存床面に塗装を実施する等、スリップ防止構造とし、水洗いができるようにホースリール付散水栓を設置すること。 (c) 搬入車の駐車場所の路面標示（停車枠）等を設けること。スラグ搬出路を流用した受入室の駐車場所は、搬入車がどのような状況でも切り返しすることなく停車できる場所とすること。 (d) 受入室内の空気中の硫化水素濃度は5 ppm 以下、CO 濃度は6 ppm以下になるように換気、脱臭、排ガス捕集等を行うこと。 (e) 受入室入口には、受入室内の在車状態により進入可否を示す信号灯を設けること。在車状態はセンサーを設置し、管理すること。信号灯は各入口への進入可否を待機車両の運転席から確認できる位置に設置すること。
		(ウ) 受入室出入口扉 (土木・建築工事に含む)	受入室内の臭気等が外部に漏洩しないように、受入室の出入口には扉を設けること。建物外部の防火シャッターは残置又は更新すること。また、防火シャッターの内側に高速シャッターを設置する二重構造とすること。 高速シャッターは短時間（開：6秒以内、閉：10秒以内）で自動開閉するものとする。
		(エ) 受入口	受入室内には搬入に使用する受入口を設けること。 a 型式 水封式又は負圧式 b 数量 [5] 基 c 特記事項 (a) 受入口は臭気の発散を防止する構造とすること。 (b) 投入中ホースが離脱しないよう固定できるもので、投入後ホースの洗浄も可能な構造とし、ホース洗浄は自動・手動の選択が可能な方式とすること。 (c) 金属部分は全てステンレス鋼製とし、その他の材質も耐食性のものとする。 (d) 受入口近傍には洗浄用の水栓を設けること。

2.3.6 設備計画に関する要求水準(7/12)

(2)機械設備 つづき	ア 受入・貯留設備 つづき	(オ) 仮受入槽 (土木・建築工事に含む)	し尿等を受け入れる水槽として、仮受入槽を設置すること。 a 型式 【 】 b 有効容量 [20] m ³ c 数量 【 】槽 d 特記事項 (a) 槽内は防食施工とし、槽底部には2%程度の勾配を設けること。 (b) 液面計を設け、液面の指示、附属装置の運転制御及び上下限水位警報等を行うこと。 (c) コンクリート水槽以外の場合は、水槽の外側に防液堤を設けること。
		(カ) 仮受入槽移送ポンプ	仮受入槽内のし尿等を沈砂槽に送るため、仮受入槽移送ポンプを設置すること。 a 型式 【 】 b 有効能力 【 】m ³ /min c 数量 [2] 台 d 運転時間 8時45分から17時 e 特記事項 (a) 目詰まりしにくい構造とすること。 (b) 洗浄水配管を設け、し渣等による閉塞に対応可能とすること。 (c) 仮受入槽での受け入れに支障のない能力とすること。
		(キ) 沈砂槽 (土木・建築工事に含む)	し尿等移送ポンプ等の後段の機器類における異物の噛み込み等のリスクを軽減するため、沈砂槽を設置し、砂礫等を除去すること。 a 型式 【 】 b 有効容量 【 】m ³ c 数量 [1] 槽 d 特記事項 (a) 槽内は防食施工とし、底部には2%程度の勾配を設けること。 (b) 沈砂槽必要容量は、搬入のピーク時に十分な沈砂除去効果が得られる容量で、砂溜りは沈砂量の7日分以上を貯留できるものとする。 (c) 堆積沈砂の排出作業が容易となるよう、必要に応じ排砂用固定配管及び空気配管等を設けること。 (d) コンクリート水槽以外の場合は、水槽の外側に防液堤を設けること。
		(ク) 受入槽 (土木・建築工事に含む)	沈砂槽から流入するし尿等を受け入れる水槽として受入槽を設置すること。 a 型式 【 】 b 有効容量 [55] m ³ c 数量 [1] 槽 d 特記事項 (a) 槽内は防食施工とし、槽底部には2%程度の勾配を設けること。 (b) 液面計を設け、液面の指示、附属装置の運転制御及び上下限水位警報等を行うこと。 (c) 槽内攪拌装置を設け、スカム発生防止対策を行うこと。 (d) 原則として、スラグピットを活用すること。 (e) コンクリート水槽以外の場合は、水槽の外側に防液堤を設けること。

2.3.6 設備計画に関する要求水準(8/12)

(2)機械設備 つづき	ア 受入・貯留設備 つづき	(ケ) し尿等移送ポンプ	受入槽内のし尿等を夾雑物除去装置に移送するポンプを設置すること。 a 型式 【 】 b 有効能力 [0.62] m ³ /min c 数量 受入槽 1 槽あたり [2] 台 d 運転時間 8時45分から17時 e 特記事項 (a) 目詰まりしにくい構造とすること。 (b) 洗浄水配管を設け、し渣等による閉塞に対応可能とすること。 (c) どのポンプでも夾雑物除去装置の各系統に送水できるようにすること。 (d) 設備能力には10%の余力を見込むこと。
		(コ) 夾雑物除去装置	し尿等を固形分であるし渣と液体分である汚泥に分離するため、夾雑物除去装置を設置すること。 a 型式 【 】 b 有効能力 [0.62] m ³ /min c 数量 [2] 台 d 運転時間 8時45分から17時 e 特記事項 (a) ドラムスクリーンを用いる場合のスクリーン目幅は [4] mm以下とし、その他の方式を用いる場合も、同等の性能で夾雑物を除去できる装置を設置すること。 (b) 夾雑物は含水率 [70] %以下にすること。 (c) 設備能力には10%の余力を見込むこと。
		(サ) 貯留槽 (土木・建築工事に含む)	夾雑物除去装置にて分離された汚泥を一時貯留するための水槽として貯留槽を設置すること。 a 型式 【 】 b 有効容量 [250] m ³ c 数量 [1] 槽 d 特記事項 (a) 槽内は防食施工とし、槽底部には2%程度の勾配を設けること。 (b) 液面計を設け、液面の指示、附属装置の運転制御、上下限水位警報等を行うこと。 (c) 槽内攪拌装置を設け、スカム発生防止対策を行うこと。 (d) 原則として、溶融汚水槽を活用すること。
		(シ) 汚泥移送ポンプ	貯留槽から汚泥処理施設である南部汚泥資源化センターの汚泥貯留槽に汚泥を送泥するために汚泥移送ポンプを設置すること。 a 型式 【 】 b 有効能力 [1.39] m ³ /min c 数量 [2] 台 d 運転時間 13時から16時 e 特記事項 (a) 異物によって閉塞の起こらないものとする。こと。 (b) 洗浄水配管を設け、汚泥による閉塞を抑制すること。 (c) 吐出側配管中の汚泥の流速が1.0m/s～1.5m/s程度となる能力のものとする。こと。 (d) 設備能力には10%の余力を見込むこと。

2.3.6 設備計画に関する要求水準(9/12)

(2)機械設備 つづき	イ 脱臭設備	施設から出る臭気は、高濃度臭気と低濃度臭気に分け、それぞれの臭気について適正に処理すること。 a 特記事項 (a) 接ガス部は耐食性材質とすること。 (b) 交換が容易な構造とすること。 (c) 臭気の流入及び流出部に必要に応じてマノメータを設けること。 (d) 測定口（風量）、サンプリング口及び点検口を設けること。 (e) 防振、防音対策を講ずること。
	ウ 給水設備	プロセス用水は、金沢工場のプラント高架水槽系統の給水管又は（及び）下水再生水配管より分岐し利用すること。 また、系統ごとに受水槽を設けること。
	エ 排水設備	(ア) 床排水ポンプ 受け入れるし尿等の汚水が屋外に流出しないよう、既存床排水ピット各所及びその他必要な場所に排水設備を設置すること。 a 型式 【 】 b 有効容量 【 】 m ³ /min c 数量 [4] 台 d 特記事項 (a) 異物によって閉塞が起らないものとする。 (b) 接液部は耐食性材質とすること。 (c) 必要な場所は新しく床排水ピットを設けること。 (d) ピット水位による自動運転とすること。
	オ 汚泥移送配管設備	屋外の汚泥移送配管の想定ルートは、【添付資料－8：配管想定ルート】を参照すること。 金沢工場敷地内の汚泥移送配管は原則として屋外露出配管とし、既存建物の近傍は外壁から支持を取ること。それ以外は、既存下水再生水配管の敷設されているU字溝等から支持をとること。 南部汚泥資源化センター内の配管は基本的に既設管廊内に敷設し、第一受泥棟及び第二受泥棟の各汚泥貯留槽並びに排水管に接続すること。 また、以下の配管付属品を設置すること。 a 流量計 [1] 個 b 汚泥濃度計 [1] 個 c 送泥先切替弁（電動弁） [2] 個 d 洗浄排水切替弁（電動弁） [1] 個 e 手動弁 [7] 個 f 特記事項 (a) 送泥先切替弁により送泥先の水槽を切替えられるようにすること。 (b) 汚泥濃度計の濃度に応じて自動的に汚泥及び洗浄排水を区別することで、洗浄排水切替弁を切替えられるようにすること。 (c) 各汚泥貯留槽に接続する配管は水面より上部で貫通させ、水槽内部で常用水面以下まで立ち下げて敷設すること。 (d) 送泥先切替弁は各汚泥貯留槽のレベルが常用状態でない場合は開操作不可とすること。

2.3.6 設備計画に関する要求水準(10/12)

(3)電気設備	ア 配電方式及び電圧	(ア) 高圧 (イ) プラント動力 (ウ) 建築動力 (エ) 照明、コンセント (オ) 計装設備	三相 6.6kV 50Hz 三相 200V / 400V 三相 200V 単相 100V/ 200V 単相 100V ただし、特殊なもの、小容量なものは用途別に適切な電圧で計画すること。
	イ 電気設備	(ア) 受変電・配電盤等設備	a 受変電・配電盤等設備は全て屋内設置とすること。金沢工場が稼働中のため、引込は金沢工場の稼働に影響が生じないように、市と協議の上行うこと。 b 動力制御盤や分電盤に関しては適所に配置を行うこと。 b 盤の設計に際しては、耐震計算書を作成しそれに基づくアンカーボルトを選定すること。 d 盤内設置機器等による温度の上昇を考慮し、機器への悪影響が懸念される場合は、換気計算書を作成し、冷却機器（ファン・クーラー）を取付けること。 e 盤構成 本設備には以下を基本とし計画すること。 (a) 高圧引込盤 一式 (b) 高圧受電盤 一式 (c) コンデンサ盤 一式 (d) 動力用変圧器 一式 (e) 照明用変圧器 一式 (f) 動力主幹盤 一式 (g) 電灯主幹盤 一式 (h) 動力制御盤 一式 (i) 現場操作盤 一式 (j) 電灯分電盤 一式 (k) 警報盤 一式 (l) その他必要なもの 一式
		(イ) 動力・計装配線工事	横浜市建築局「電気設備工事施工マニュアル」（最新版）を参考に配線工事を実施すること。 a 配線は、原則として以下を使用すること。 (a) 動力線 EM-CEケーブル、EM-CETケーブル (b) 制御線 EM-CEEケーブル、EM-CEESケーブル (c) 接地線 EM-IE電線 b 配線工事は、ダクト、ラック等を用いた集中敷設方式を原則とすること。 c 機器への配線接続は圧着端子で取り付けると共に、ビニル被覆プリカチューブ等で保護すること。 d 電動機が水中に没する機器には、漏電遮断器を設置すること。 e 床等に埋設する電線管は、原則として波付硬質合成樹脂管(FEP) 又は合成樹脂製可とう電線管(PF) とすること。

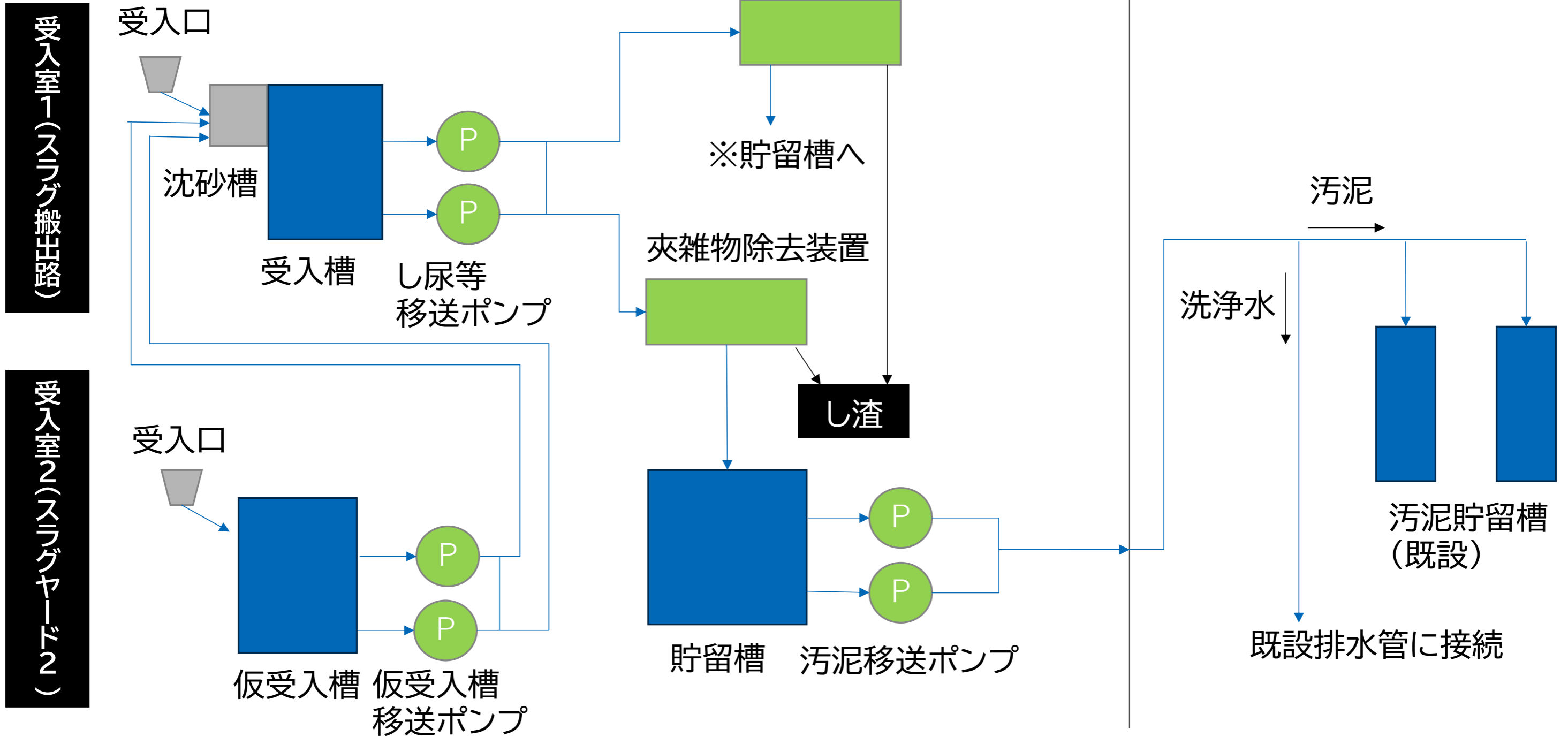
2.3.6 設備計画に関する要求水準(11/12)

(3)電気設備 つづき	イ 電気設備 つづき	(イ) 動力・計装配線工 事 (つづき)	<p>f 露出電線管は、原則として金属製(厚鋼・薄鋼)とするが、湿気等による腐食が考えられる場合は合成樹脂製の電線管を使用すること。</p> <p>g 動力線に使用するプルボックスの材質は原則として金属製(溶融亜鉛メッキ、腐食箇所はステンレス鋼製)とし、制御線は必要に応じてPVC製を使用すること。</p> <p>h 南部汚泥資源化センター内の配線は、基本的に既設管廊内に敷設すること。</p>
(4)計装設備	ア 計装制御計画		<p>a 一般項目 自動制御システム及びデータ処理設備は、次の機能を有すること。</p> <p>(a) 一部の周辺機器の故障及びオペレータの誤操作に対しても、システム全体が停止することのないよう、フェールセーフ等を考慮したハードウェア及びソフトウェアを計画すること。</p> <p>(b) ダブルアクション機能等のフルプルーフ設計の考え方を取り入れ、人為的ミスによる事故発生を抑制すること。</p> <p>(c) 停電、電圧の変動及びノイズ等に対して、十分な保護対策を講じること。</p> <p>(d) 運転管理、施設維持管理のため、必要な項目は全て網羅すること。</p> <p>b 計装監視機能</p> <p>(a) レベル、流量、圧力、濃度等のプロセスデータの表示・監視</p> <p>(b) 主要機器の運転状況の表示</p> <p>(c) 主要電動機電流値の監視</p> <p>(d) 機器及び制御系統の異常の監視</p> <p>(e) ITV画像の表示</p> <p>(f) その他運転に必要なもの</p> <p>c 自動制御機能</p> <p>(a) 動力機器制御</p> <p>① 発停制御</p> <p>② 交互運転</p> <p>③ その他</p> <p>(b) 給排水関係運転制御</p> <p>① 水槽等のレベル制御</p> <p>② その他</p> <p>(c) その他必要な制御</p> <p>d データ処理機能</p> <p>(a) 汚泥等圧送量データ</p> <p>(b) 汚泥濃度データ</p> <p>(c) 電力量管理データ</p> <p>(d) 薬品、ユーティリティー使用データ</p> <p>(e) 電動機稼働時間データ</p> <p>(f) 警報発報データ</p> <p>(g) その他必要なデータ</p>

2.3.6 設備計画に関する要求水準(12/12)

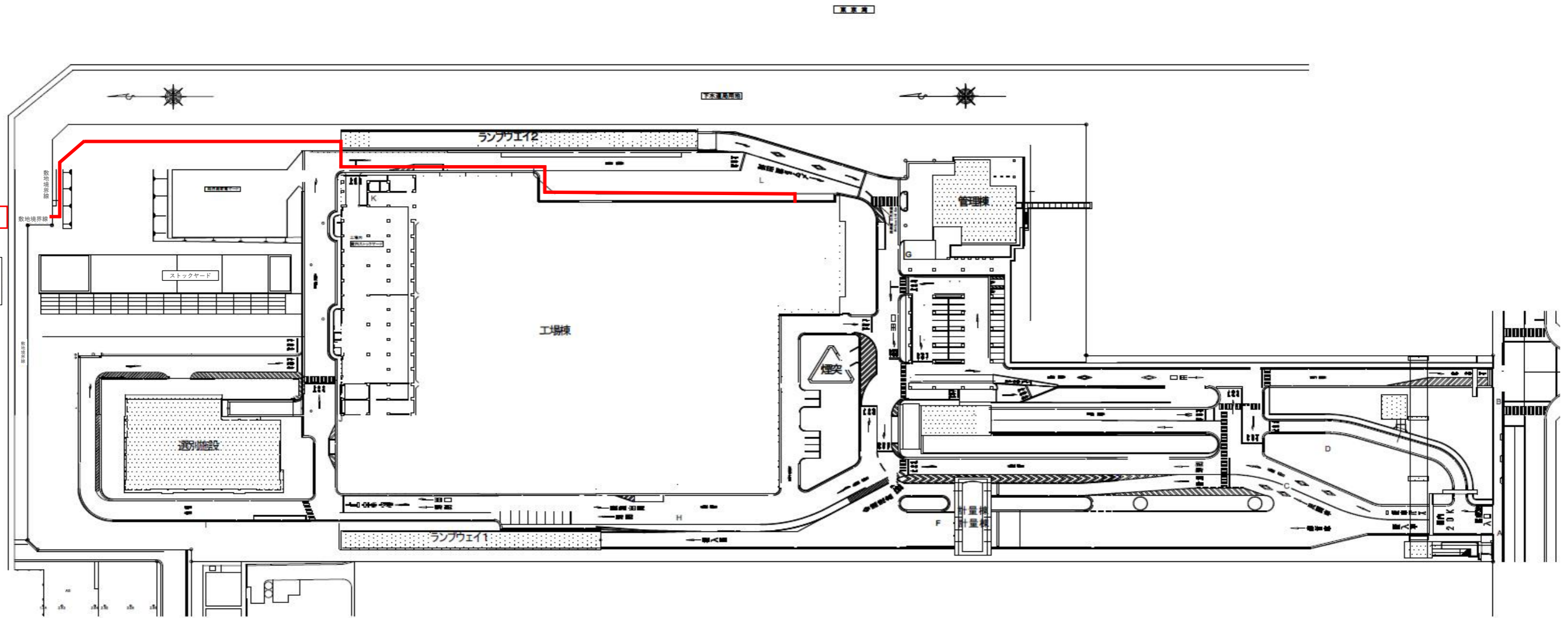
(4)計装設備 つづき	イ 計装機器	次の計装機能について必要な箇所に適切なものを計画すること。 a レベル計等（薬液貯槽、各種水槽等） b 流量計（用水用及び圧送汚泥用は計量法に基づく合格品とすること）、流速計等 c 汚泥濃度計 d 温度、圧力センサー等 e 電流、電力、電圧、電力量、力率等 f その他必要なもの
	ウ ITV装置	搬入路及び受入室内等の監視をするために、ITV装置を設けること。 a カメラ 搬入動線及び搬入状況を監視できるように以下の場所に配置すること。なお、録画面質は少なくとも搬入車両の車番が確認できるものとする。 (a) 受入口 【 】基 (b) 受入室入口 【 】基 (c) 受入室出口 【 】基 (d) 受入室内 【 】基 (e) その他必要な場所 【 】基 b モニター 設置場所は本施設の監視室とし、録画及び再生可能な仕様とすること。録画の保存期間は10日以上とすること。
	エ トラックスケール端末装置	本施設では金沢工場のトラックスケールを利用するため、搬入管理端末は本市にて本施設の監視室に設置する。
	オ 運転制御システム	本施設の機能を効果的に発揮できるシステム構成を構築するものとし、設計にあたっては、安全性、制御性及び信頼性を十分考慮すること。 a システム概要 (a) 本施設の運転管理は、中央管理方式とし自動化を図ること。 (b) 運転制御は、コンピュータ制御を基本とし、オペレータコンソールと液晶モニターを用いた集中監視操作とすること。 (c) 本システムは、データログの機能も併せもつこと。 (d) 本システムは、各設備・機器の自動起動・停止システム、非常時の自動選択遮断システム及び各プロセスの最適な制御を自動選択できるようにすること。

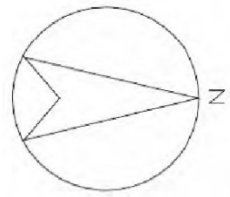
設備フロー



屋外配管想定ルート
(金沢工場敷地内)

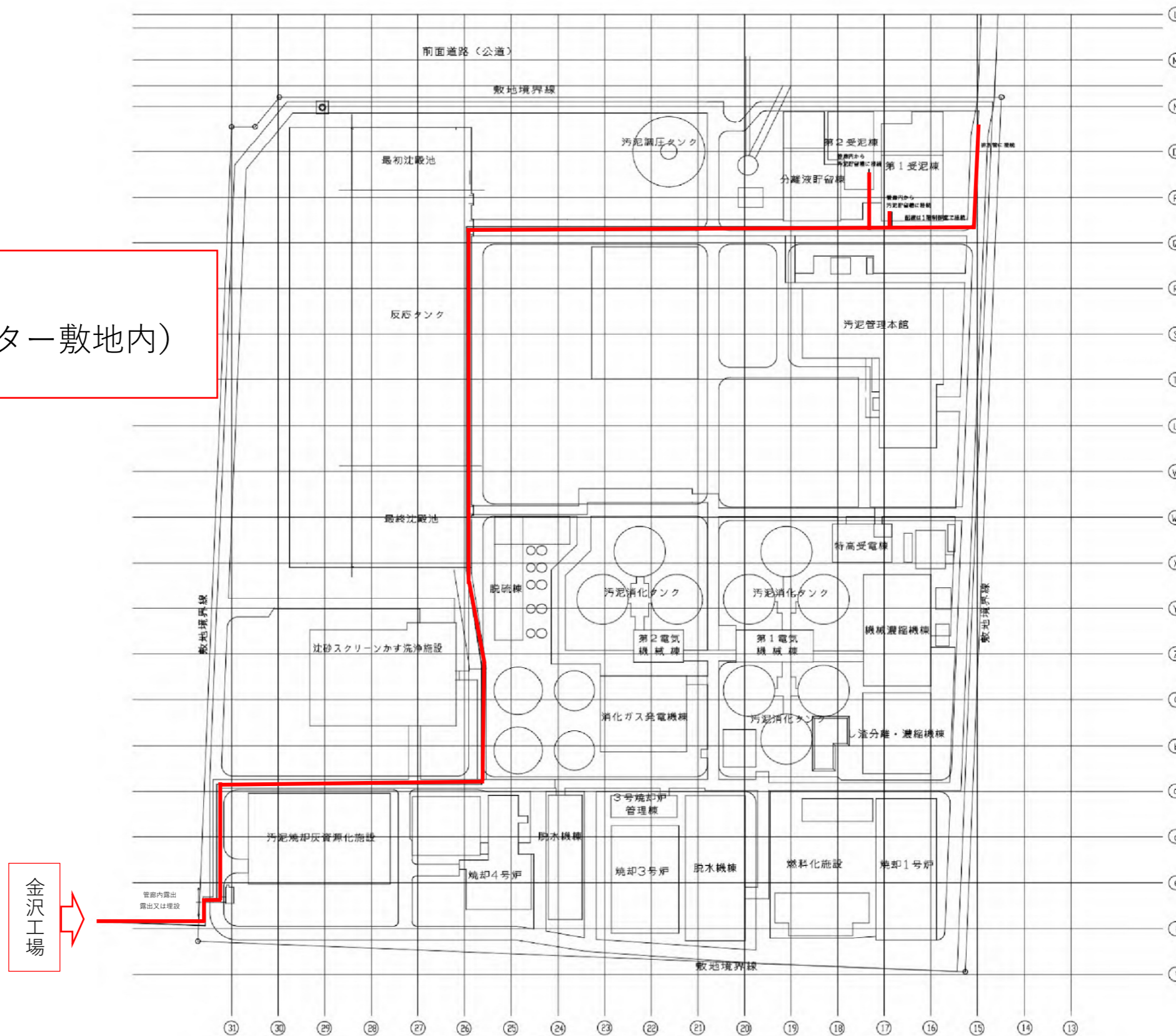
南部汚泥資源化センター





南部汚泥資源化センター 一般平面図

屋外配管想定ルート
(南部汚泥資源化センター敷地内)



【添付資料－ 9：性能保証項目】

番号	試験項目	保証値	試験方法		備考
1	処理能力	処理量を110kL/日以上とする。	(1) 処理能力試験方法 (2) 試験日数	市が準備したし尿等を使用して、 処理能力の試験を行う。 試運転期間中に3日以上試験を行うこと。	処理量とは、受入口から投入されたし尿等が各処理工程で処理され貯留槽へ送られる量を指す。
2	し渣	含水率70%以下	(1) サンプルング場所 (2) サンプルング回数	夾雑物除去装置の出口付近 2回/台以上サンプルングする。	
3	騒音	昼間 70dB 以下 (午前8時～午後6時) 朝夕 65dB 以下 (午前6～8時及び午後6～11時) 夜間 55dB 以下 (午後11時～午前6時)	(1) 測定場所 (2) 測定回数 (3) 測定方法	本市担当職員の指示する場所 時間区分の中で、各1回以上測定する。 「騒音規制法」による。	定常運転時とする。 夏季の定常運転時に再測定を行う。
4	振動	昼間 70dB 以下 (午前8時～午後7時) 夜間 60dB 以下 (午後7時～午前8時)	(1) 測定場所 (2) 測定回数 (3) 測定方法	本市担当職員の指示する場所 時間区分の中で、各1回以上測定する。 「振動規制法」による。	
5	悪臭 (敷地境界)	敷地境界の規制基準	(1) サンプルング場所 (2) 測定回数 (3) 測定方法	本市担当職員の指示する敷地境界の4か所とする 同一測定点につき1回以上サンプルングする。 「悪臭防止法」による。	
6	悪臭 (排出口)	排出口の規制基準	(1) サンプルング場所 (2) 測定回数 (3) 測定方法	脱臭装置排出口とする。 1箇所1回以上サンプルングする。 「悪臭防止法」による。	

【添付資料－ 9：性能保証項目】

番号	試験項目	保証値	試験方法		備考
7	受入室出入口の臭気強度	3.5以下	(1) サンプルング場所 (2) 測定回数	受入室出入口とする。 1箇所1回以上サンプルングする。	
8	既存施設における臭気強度	現況と変わらないこと	(1) サンプルング場所 (2) 測定回数	工場管理棟入口及び工場管理棟内 1箇所1回以上サンプルングする。	
9	緊急作動試験	金沢工場からの受電が10分間停止してもプラント設備が安全であること。	(1) 定常運転時において、全停電緊急作動試験を行う。 金沢工場からの受電を10分間停止し、プラント設備が安全であることを確認する。 (2) 復電後、施設機能の復帰と動作に問題ないことを確認すること。		本試験は予備性能試験又は引渡性能試験のいずれか1回の実施とする。
10	処理機能の確保	各処理工程の処理状況、各設備・装置の性能及び稼働状況が設計時の数値を満足していること。	(1) 対象設備等は、【添付資料－ 6：施設設計要領】に記載のある設備で本市担当職員が指定するもの。 (2) 性能及び稼働状況の確認方法は、個別に本市担当職員と協議し決定すること。		
11	照度	労働安全衛生法で定められている基準	(1) 測定場所 (2) 測定回数	受入室等の照明設備が設置される場所 1室1回以上測定する。	
12	その他				市が必要と認めるもの。